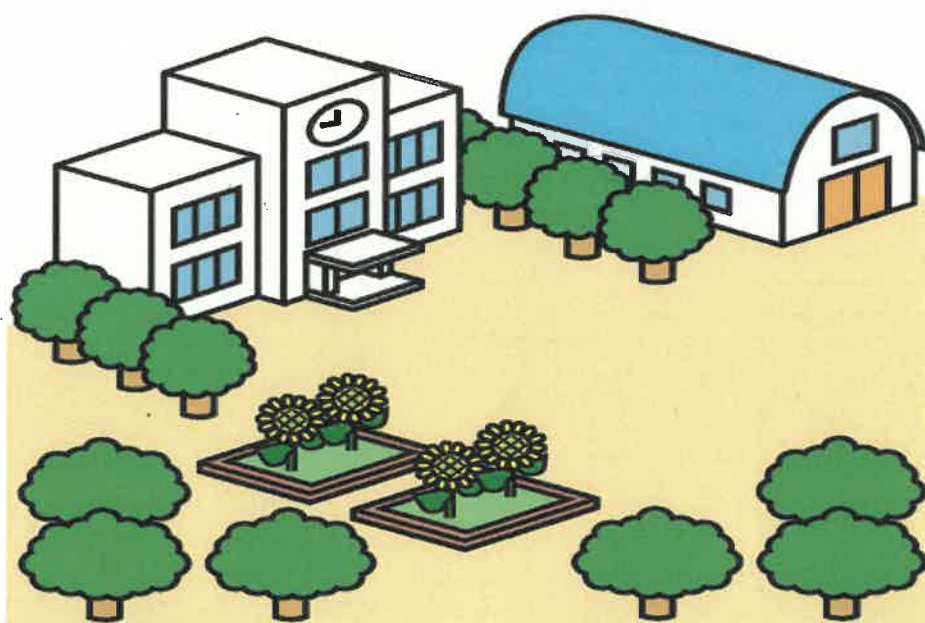


野洲市教育振興基本計画

第2期 中間見直し



野 洲 市

平成28年4月

平成31年4月改訂

目 次

序 章	野洲市教育振興基本計画の策定方針	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画策定のねらい	1
3.	計画策定の基本的な考え方	2
4.	計画策定に当たっての留意点	2
5.	計画期間	2
6.	市民参加	2
7.	その他	2
8.	計画の位置付け	3
第1章	野洲市の教育をめぐる状況	
1.	就学前教育・保育をめぐる状況	4
2.	小・中学校をめぐる状況	5
3.	青少年の健全育成をめぐる状況	8
4.	生涯学習・生涯スポーツをめぐる状況	9
第2章	第1期計画の成果と課題	
1.	元気な学校・園の創造	11
2.	安心・安全の教育環境と子どもの居場所づくり	19
3.	人権を尊重するまちづくり	25
4.	生涯学習・生涯スポーツの充実	28
5.	文化遺産の継承と豊かな文化の創造	32
6.	開かれた教育行政の推進	36
7.	第1期計画の総括	38
第3章	計画の基本理念と施策の基本的な方向	
1.	基本理念	40
2.	施策の基本的な方向	41
	Ⅰ・子どもの「育ち」を支援します。	41
	Ⅱ・子どもの「生き抜く力」を育てます。	41
	Ⅲ・だれでもどこでも学びあう環境を整備します。	42
3.	施策体系図	43
第4章	施策の展開	
Ⅰ	子どもの「育ち」を支援します	44
1.	子育て・子育て支援の充実	44
2.	青少年の健全育成	46
3.	安心・安全な教育環境づくり	46
Ⅱ	子どもの「生き抜く力」を育てます	49
1.	豊かな心と健やかな体の育成	49
2.	確かな学力の育成	52
3.	特色ある学校経営	55
Ⅲ	だれでもどこでも学びあう環境を整備します	58
1.	生涯にわたる主体的な学習の支援	58
2.	生涯スポーツの振興	61
3.	文化・歴史資源の保存・活用	62
むすび	本計画の推進のために	65
資料	用語解説	66

序章 野洲市教育振興基本計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

野洲市では、平成23年3月に「野洲市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、「一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあう、まちづくり・ひとづくり」を基本理念と定め、市長部局と教育委員会が協力しながら、「元気な学校・園の創造」「安心・安全の教育環境と子どもの居場所づくり」「人権を尊重するまちづくり」「生涯学習・生涯スポーツの充実」「文化遺産の継承と豊かな文化の創造」「開かれた教育行政の推進」の6つの施策の基本方向のもと、本市教育の向上に取り組んできました。

この間、国においては、改正教育基本法を踏まえ、子どもたちの「生きる力」を一層育むことを目指した新学習指導要領を小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から実施しています。さらに、「いじめ防止対策推進法」の制定により、いじめ等の防止などの施策を推し進めています。

また、我が国の社会状況は、少子高齢化やグローバル化、高度情報化が進展することにより、新たな課題が顕在化するとともに、東日本大震災を機に「人の絆（きずな）」の大切さが再認識されるなど、大きく変化しています。

ただ、社会がどのように変化しようとも、子どもたちが自らの力で人生を切り拓き、幸福な生涯を実現するとともに、社会の中で役割を果たすためには、一人ひとりの「生きる力」を確実に伸ばしていくことが必要であり、第1期計画が計画策定から5年を経過することから、平成28年度を計画初年度とする「野洲市教育振興基本計画（第2期）〔平成28年度～平成32年度〕」（以下「第2期計画」という。）を策定するものです。

第2期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第1期計画の成果と課題、総合教育会議で決定された「教育大綱」を踏まえるとともに、国の第2期教育振興基本計画を参酌しながら、平成28年度からの5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにし、本市の教育の一層の推進を図ります。

2. 計画策定のねらい

野洲市の教育振興を図るためには、家庭、学校、地域、企業、NPO・市民団体等と行政がそれぞれの役割を担いながら、お互いに連携、協働することが重要です。

このため、計画は、本市教育のめざす基本的な方向と目標を明確にし、その実現に必要な施策を明らかにするとともに、教育関係者はもとより、広く市民に示

すことにより、市民の理解と協力を仰ぐことをねらいとして策定するものです。

3. 計画策定の基本的な考え方

- 一人ひとりの個性を活かし、生きる力を育む教育の推進
- 誰でも・どこでも学ぶことのできる生涯学習社会の実現
- 家庭、学校、地域、企業、NPO・市民団体等と行政相互の連携・協働による、子どもを見守り、支援する体制づくり
- おとなの意識改革と子どもの手本となるような行動

4. 計画策定に当たっての留意点

- 民意の反映と市民との協働
- 目標の明確化と適切な点検・評価の実施
- 計画の実効性を検証する進行管理
- 教育分野に関連した個別計画との整合性の確保

5. 計画期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間計画

6. 市民参加

- 野洲市教育振興基本計画策定委員会の設置
- 教育委員と語る懇談会の開催
- パブリックコメント等の実施

7. その他

この第2期計画において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいいます。また、「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうちの、幼稚園、小学校、中学校をいいます。【児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所を含む】

野洲市教育振興基本計画の位置付

野洲市総合計画《平成24年度～32年度》

野洲市教育大綱 《平成28年度～32年度》

野洲市教育振興基本計画 《平成28年度～32年度》

野洲市生涯学習振興計画《平成26年度～30年度》

野洲市子どもの読書活動推進計画《平成26年度～31年度》

野洲市スポーツ推進計画《平成28年度～37年度》

野洲市子ども・子育て支援事業計画 《平成27年度～31年度》

野洲市乳幼児保育振興計画《平成27年度～31年度》

元気な学校づくりマスタープラン《平成28年度～32年度》

野洲市人権施策基本計画《平成28年度～32年度》

その他各種教育振興のための計画・方針等

第1章 野洲市の教育をめぐる状況

1 就学前教育・保育をめぐる状況

野洲市の就学前教育・保育の場として、公立幼稚園4園（野洲幼稚園・祇王幼稚園・北野幼稚園・中主幼稚園）、公立保育園1園（野洲第三保育園）、公立こども園（幼稚園と保育園の併設）4園（ゆきはたこども園・さくらばさまこども園・篠原こども園・三上こども園）、民間保育園5園（祇王明照保育園・あやめ保育所・しみんふくし保育の家竹が丘・きたの保育園・野洲優愛保育園モンチ）があります。

幼稚園は小学校区制を基本として3歳児以上を対象に3年保育を実施し、保育園は広域利用も含め0歳児からの受け入れを実施しています。

3歳以上児は保護者の希望に基づき、幼稚園・保育園共に入園可能な状況ですが、就労希望の保護者の増加とともに3歳未満児に待機児童があり、入所施設の確保が課題となっています。そこで、公立保育園の施設の老朽化と耐震対策を兼ねた幼保一元化に向けた施設改修や移転新築でのゆとりある幼保一体型のこども園の整備を順次行っています。

平成27年度からは、安心して子どもを生み育てることのできる野洲市の実現をめざして待機児童の解消や地域における子ども・子育て支援の充実を主なねらいとする子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

子育て支援の充実を図るため、幼稚園では就労・出産、病気、介護等に対応する早朝、延長、長期休業中、一時保育などの預かり保育を実施し、公立保育園は早朝、延長、土曜保育を実施し、民間保育所は地域の実態に合わせ、産休明け保育、延長保育、一時保育、24時間保育等の特別保育事業を実施しています。

また、近年増え続ける幼児虐待を早期に発見し、対応していくためにも、保護者への子育て支援策を更にきめ細かく実施していく必要があります。

対象となる幼児数が増加している特別支援教育の推進について、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合える全員参加型社会を目指して、就学前教育から着実に進めていく必要があります。

そのためには、引き続き担任はじめ全職員の特別支援教育への理解等の専門性を高め、指導力向上に向けた研修の充実を図るとともに、適切な発達支援ができるよう関係機関とも十分な連携に努めていく必要があると考えています。

2 小・中学校をめぐる状況

(1) 学習指導

平成20年に学習指導要領の改訂が行われ、平成23年度から小学校、平成24年度からは中学校において完全実施されました。この中では、知・徳・体をバランス良く育成することを通じて、変化の激しい社会において「生きる力」を一層育むことを目指し、教育内容の改善、授業時数の増加が行われました。

特に「確かな学力」については、「基礎的な知識・技能」、「知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力」、「学習に取り組む意欲」の三つの要素を育み、生涯にわたり学習する基盤を培うことを明確にしています。

この新しい学習指導要領への対応について、改訂以降、各教科のねらいに照らしながら「言語活動」の充実を図ることや、他者との意見交流を行いながら「自分の考えを深め発表する」時間の設定、思考過程がわかる「授業のノート指導」など授業改善を進めてきました。また、「家庭学習」と「学力の定着と向上」は密接に関係していることから、各校の実態に応じながら「家庭学習の手引き」や「学習の進め方」を作成し、児童生徒へ指導・アドバイスすることをおして、主体的に充実した家庭学習の習慣化を図る取組を進めています。

平成30年度全国学力・学習状況調査の分析から、市内小中学校の国語および算数・数学、理科（3年ぶりに実施）の全体的な平均正答率は、全国の平均正答率と比べて特段の差異はありません。小中学校とも主として「知識」に関する問題に強みがあると見て取れます。「活用」に関する問題では、これまで各学年で学んだ学習内容を生かして取り組めるように、各校で結果を分析し、学習指導の工夫改善を行っています。



(2) 健康な生活

心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康保持増進の基礎となる力を培う必要があります。

そのような中、小学校においては、業間運動の取組を全校で実施し、その季節に応じた運動を朝の始業前の時間や長休みの時間を活用し年間を通じて行ってきました。また、各校の体育の授業等の工夫された取組を「運動スポーツ事例集」として作成し、授業改善や業間運動の工夫に活用しています。

毎年実施されている全国体力・運動能力調査における本市小学校児童の体力値は、多くの種目で全国平均値を下回っている現状があります。しかし、中学生になると、運動量の増加にともない体力値が顕著に伸びる傾向があります。部活動をはじめとして、日常生活での運動量の確保が体力の向上においては大変重要であるといえます。

この結果を受けて、各小学校では「子どもの体力向上プラン」等を活用しながら、体全体を使っての運動量豊富な授業を展開しているところです。運動をする子としない子の二極化が進むのを抑えるためにも、平成28年度よりすべての小学校において、学校の実態に応じて「10分間運動（健やかタイム）」を実施していきます。

しかしながら、体力を向上させるためには、学校だけでは不十分であり、普段の生活から運動の楽しさやおもしろさを実感させながら、自ら進んで運動やスポーツに取り組める子どもの育成が肝要です。

食生活においては、「早寝、早起き、朝ごはん」運動が全国的に展開されている中、本市の子どもたちは、概ねしっかりと朝食を摂っています。しかし、偏食の傾向が見られることや、中学生段階になると、一人で食事を済ますことがあるなどの課題も見受けられます。

(3) 特別支援教育

特別支援教育は、すべての子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および支援を行うものです。また、それは、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級のみならず通常の学級に在籍する児童生徒も含めて、特別な教育的支援を必要とする子どもたちが在籍するすべての学校において実施されるものです。

近年、本市においては特別な教育的支援を要する児童生徒が増加し、平成30年度の小中学校の特別支援学級は42学級を数え237名の児童生徒が在籍しています。

また、通常学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童生徒の割合は、平成30年度において、小中学校とも12%を超えています。

特別支援教育対象児童・生徒数の推移

	小学校			中学校		
	特別支援学級在籍	通常学級在籍	通常学級在籍率	特別支援学級在籍	通常学級在籍	通常学級在籍率
27年度	132人	336人	11.2%	48人	179人	12.7%
28年度	146人	344人	11.8%	45人	129人	9.7%
29年度	164人	346人	12.1%	55人	180人	12.8%
30年度	174人	358人	12.4%	63人	166人	12.7%

このような状況を踏まえ、就学前から、個々の子どもたちの実態に即して、より計画的できめ細かな指導や支援を行うことが求められていることから、各校に特別支援教育支援員を配置するとともに、市内すべての校園を専門家が巡回し、保育・授業場面の観察を通して支援の対象となる幼児児童生徒への具体的な支援の方法等について指導助言を行う巡回相談員派遣事業を実施し、各校園での実践につなげてきました。

これからの社会にとって特別支援教育は、特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し支えあう「共生社会の形成の基礎」と捉えた実践が必要となってきています。

(4) 不登校

不登校児童生徒の状況は、年間30日以上欠席した児童生徒数は、平成20年度をピークに年々減少傾向にありました。しかし、平成26年度以降、市全体において著しく増加しています。

不登校児童・生徒数の推移

	小学校			中学校		
	野洲市 児童数	野洲市 在籍率	滋賀県 在籍率	野洲市 生徒数	野洲市 在籍率	滋賀県 在籍率
27年度	9人	0.30%	0.51%	48人	3.41%	2.59%
28年度	19人	0.62%	0.49%	59人	4.28%	2.79%
29年度	16人	0.53%	0.56%	74人	5.16%	2.98%

不登校になる直接的なきっかけとしては、友人関係などの関係性の課題や学業の不振などが挙げられますが、不登校の要因としては、漠然とした情緒的な不安や無気力などが複雑に絡み合い、特定できないケースがほとんどです。

ここ近年は、子どもたちの社会性の育ちにかかる課題、その背景にあるネグレクト（育児放棄）や心理的虐待（大人の過度な期待や必要以上の叱責など）等との関連や、これらに加え家庭を含む社会の価値観の多様化などとも重なり、不登校の解決には、学校だけではなく、関係機関との連携した取組や保護者の理解と協力が不可欠となってきています。

3 青少年の健全育成をめぐる状況

青少年を取り巻く環境は大きく様変わりし、インターネットや携帯電話、スマートフォン等を通してあらゆる情報が入手できるようになっています。

こうした情報のなかには、有害な情報や出会い系サイトに代表されるような危険な情報が多くあり、またネットいじめ等にも拡大する危険性が增大しています。

市青少年育成市民会議や学校を中心にして、有害情報から身を守る研修会や啓発紙等によりその危険性を保護者も含めた多くの市民に周知することにより、少しでも被害を減少させることが急務です。あわせて、子どもたちを加害者にさせない取組も不可欠です。

最近の傾向としては、街頭補導での補導や声かけによる指導は減少傾向にあります。一方で、一般家庭等をたまり場に行っていることがあり、家庭の教育力の向上が課題となっています。

また、放課後等での子どもの居場所については、学童保育所と各学区コミュニ

ティセンターで開催している地域子ども教室で対応していますが、持続ある運営や保育の質の向上が課題となっています。

さらに、地域の教育力を向上させるために、自治会や学区の青少年育成組織を
守山野洲少年センターの協力を得ながら、研修会や見守り活動の充実を図る必要があり、学校や家庭、地域、関係機関が連携して、青少年のために力を結集し、健全な育成を図る施策を幅広く展開していくことが必要です。

4 生涯学習・生涯スポーツをめぐる状況

野洲市の生涯学習施設としては、図書館、歴史民俗博物館をはじめとした教育施設のほかに、各学区の7館のコミュニティセンターがあり、各種講座や研修会を開催し、また、自主活動をされるグループへの活動の場の提供や支援を行っています。

現在は、参加者の高齢化や固定化が見受けられ、いつでも、だれもが楽しんで学習できるよう、活動情報の提供や各団体の発表や交流の場が必要となっています。また、歴史民俗博物館が建築後30年を経過することから、施設設備の大規模改修やリニューアルが求められており、計画的な整備（改修）に取り組むことや既存の文化施設の活用を図りながら、市民の芸術・文化の振興のために作品展示や交流が図れる市民ギャラリー構想を検討していくことが必要となっています。

市民の文化・芸術の振興については、文化芸術の振興に関する基本的な方針を明確にすることが課題となっています。

野洲市文化ホール3館においても、十分な改修を経ないまま建築後25～35年以上を経過していることから、この機会を捉えて基本的な方針にふさわしい施設のあり方を探り、計画的な整備（改修）に取り組むことが課題となっています。

社会体育（スポーツ）施設においても、総合体育館をはじめ市民グラウンド、野洲川河川公園等が整備されており、スポーツに親しむ市民が増加しています。

野洲市スポーツ推進委員協議会やスポーツ協会、スポーツ少年団、学区体育振興会、総合型地域スポーツクラブは、地域の人たちと気軽にスポーツを楽しむ活動を展開し、体力向上はもとより世代間交流や地域間交流に寄与されており、こうした活動に対して支援を行っています。

社会体育（スポーツ）施設は建設後29年以上経過した施設が多く、政策的な側面から野洲市にふさわしい施設数の検討と整備・改修を図る必要があります。

図書館については、北部合同庁舎に移転した中主分館と本館の2つの施設でサービスを行っており多くの市民が利用しています。市民に資料と情報を提供

することを目的とする図書館は、市民の多様化する要望にきちんと応えるため、今後も資料費の確保が必要となります。本館は建設後16年ですが改修が必要な設備も出始めており今後の課題となっています。



第2章 第1期計画の成果と課題

1. 元気な学校・園の創造

- 学校・園での創意と工夫を活かした特色ある教育活動の推進
- 確かな学力の向上と新しい教育内容への支援
- 特別支援教育の推進
- 学校・園と図書館を結ぶ情報ネットワークの構築と子どもの読書活動の推進
- 基本的な生活習慣の形成と生きる力を育てる学習の推進
- 家庭の教育力の向上にむけた取組の推進
- 体力向上の取り組みの推進
- 家庭、学校・園、地域、企業、NPO・市民団体等の連携を図る取り組みの推進

学校・園での創意と工夫を活かした特色ある教育活動の推進

社会の急激な変化と厳しい状況のなかで、学校・園が向きあう諸課題の複雑化、多様化がますます進んでいます。

しかしながら、子どもたちが元気に生き生きと学ぶ学校・園を築くためには、現下の教育課題に対応するだけでなく、各学校・園が教職員の創意と工夫を生かした特色ある教育活動を積極的に展開することが大切です。

平成21年度から本市独自の取り組みとして、「元気な学校づくり事業」を実施していますが、その継続と一層の拡充に努めます。また、地域の教育力を活かすため、地域全体で学校・園を支援する「学校応援団事業」を実施し、学校・園支援活動の拡大と充実を図ります。

主な取組の成果	元気な学校づくり事業については、平成21年度（指定校3校）よりスタートし、平成26年度には、9校園で本事業が実施され一定の定着が見られた。また、学校応援団事業についても、平成26年度に中学校においても立ち上げられ、全ての学校においても定着が見られ機能している。
今後の課題	今後も、元気な学校づくり事業による、各校の地域に根ざした特色ある取り組みを支援していく必要がある。 また、学校応援団事業については、今後、学校（児童生徒）の地域貢献という視点も必要である。

確かな学力の向上と新しい教育内容への支援

確かな学力の向上をめざし、子どもたちの学力や学習状況の実態に応じて、「学力向上プラン」を策定し、計画的な取組を進め、保育や授業改善を図るとともに、社会の変化に対応した保育・教育の推進に努めます。

「生きる力」をより一層育むことをめざし、幼稚園では平成21年度から、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度からの新しい学習指導要領の全面実施に沿って教育活動を進めています。この学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた教育活動の充実のため、各学校・園での保育・授業研究を通じて教職員の保育・授業力向上に努めます。

また、社会の変化に対応した教育の中心となる取組として、郷土の自然に学びつつ地球全体を視野に入れた環境教育の充実や地域の人材を活用した外国語活動さらには学校のICT化に基づく授業の実施に努めます。

主な取組の成果	<p>すべての小中学校において「わが校の学力向上プラン」に則り、授業改善を進めるとともに、家庭学習の手引き等を作成・活用しながら学力の定着と向上に向けた取組を推進してきた。</p> <p>学校のICT化に基づく授業については、平成27年度に、三上小学校、野洲中学校をICT推進モデル校として指定し、各校に電子黒板1台、実物投影機1台、タブレット端末41台、デジタル教科書・関連機器・ソフトウェア等の整備を行った。</p>
今後の課題	<p>各種、学力調査の分析を各校の教職員全体はもとより、本市教職員全体で学校種を越えて共通理解し、小中連携を意識した、求める子ども像を共通認識し実践に移していく必要がある。また、学校として短いスパンでのPDCAサイクルを確立し、「年間」という感覚ではなく「すぐに改善」という意識の改革が必要である。</p> <p>学校のICT化に基づく授業については、ICT推進モデル校の活用状況を吟味しながら、ICT環境整備に努めるとともに、電子黒板とタブレット端末を併用した講座などさらなる研修を行う必要がある。</p>

特別支援教育の推進

特別支援教育の指導改善を進めるとともに、指導体制の充実に努めます。

特別な教育的支援を必要とする子どもたちが増えるなか、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな指導を進めることは、学校教育の重要な課題です。

将来の自立につながる力を育てるためには、個々の教育的ニーズを的確に把握し、個別の指導計画に基づく適切な指導を計画的に行う必要があります。そのために、教職員の資質能力の向上をめざし、特別支援教育にかかる研修体制の充実に努めます。

また、特別支援教育を推進するための教員配置に努めます。さらに、特別支援教育や教育相談の充実に向けて支援員の配置を行います。

主な取組の成果	<p>特別支援教育については、特別支援教育コーディネーター一加配校において、該当教員がわが校の特別支援教育推進にかかる業務に専念でき得る環境は整ってきており、各校・園の特別支援教育の推進に対し、組織としての取組に寄与している。</p> <p>教職員の資質・能力の向上については、計画的・系統的な研修体系が確立されてきており、そのことにより特別支援教育が学校のスタンダードとして捉えられてきている。</p>
今後の課題	<p>特別支援教育を推進するための教員配置については、当初計画どおり配置されていない学校があり、特別支援教育の充実がさらに望まれている中、コーディネーターの負担を軽減する必要がある。</p> <p>教職員の資質向上に対し、一定の成果が感じられる中、今後、教員の世代交代の課題もあり、若手教員の育成や、具体的事例に即した研修の実施など、引き続いて充実した研修体制の構築を進めるとともに、インクルーシブ教育システム構築に向けた研究・研修を強力に進める必要がある。</p>

学校・園と図書館を結ぶ情報ネットワークの構築と子どもの読書活動の推進

学校・園と図書館との連携を深め、子どもたちの学びの質を高めます。

「知の時代」と言われる今世紀、これからの時代を生きる力の育成に向けて、学校図書館の「読書センター」や「学校情報センター」としての機能強化が求められています。

現在、学校図書館の充実に取り組んでいますが、今後、学校・園と図書館との連携を深めながら、言葉を学び感性を磨く読書活動の推進や図書館での学習指導の展開に取り組みます。

そのため、各学校・園と図書館との情報ネットワークを構築し、子どもたちが必要とする書籍・資料等の提供に努めます。また、学校図書館及び幼稚園絵本室の蔵書のデータベース化を進め、学校・園や家庭での読書活動を推進します。

主な取組の成果	<p>学校・園と図書館との連携を深めるための、情報ネットワークは構築していないが、学校、園の個々の教職員から図書館へ随時、資料の要望が寄せられており、要望に沿った資料を揃えて団体貸出をするとともに、図書館の蔵書はホームページにより公開している。</p> <p>学校・園と図書館との連携により、調べ学習用資料や学級文庫用の資料の貸出を行い、教育現場の要望に応えている。</p> <p>学校図書ボランティアについては、図書館の司書を講師として、絵本の読み聞かせ研修や図書の修理作業の研修などを行い、そのスキルアップを図っている。</p> <p>園での日常的な読み聞かせや、学校での朝の読書などの取組については、図書館職員の乳幼児健診での啓発や学校でのブックトークやおはなし会等の行事、ボランティアによるおはなし会などにより、読書活動を推進した。</p>
----------------	--

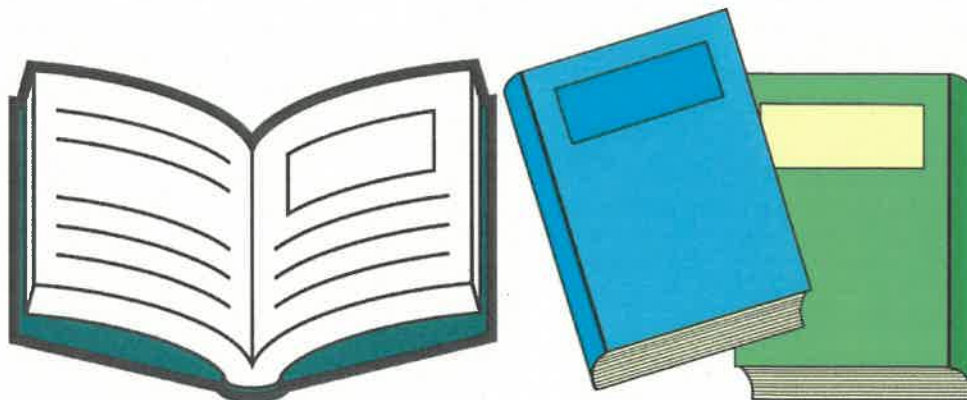
今後の課題

学校・園と図書館との連携を深めるための情報ネットワーク化は資料と情報の提供を適切に効率的・効果的に行うための一つの方策であるが、まずは、各学校図書館の蔵書を充実するとともに、司書教諭の力量向上を図る必要がある。また、学校図書館への司書の配置が大きな課題となっており、費用対効果などを十分に勘案したうえで検討する必要がある。

学校図書の充実には、新鮮で魅力ある資料、調べ学習用等、授業に使える資料を蔵書として備えることが必要であり、図書館との連携で、選書のための資料提供や助言等の支援も考えられる。

乳幼児期からの子どもと本をつなぐはたらきかけには、乳幼児健診時の啓発とともに絵本を配布する「ブックスタート」事業が効果的であるが、導入に向けては配布用絵本の確保等の課題がある。

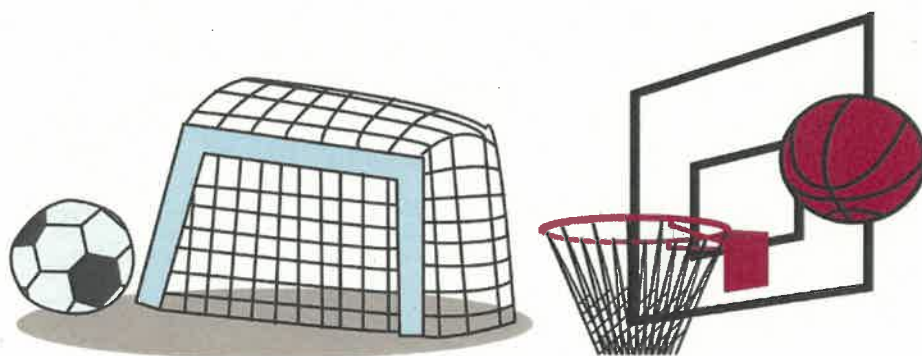
これら課題を踏まえた上で、平成26年9月策定の「野洲市子ども読書活動推進計画」に基づき必要な施策を行っていく必要がある。



基本的な生活習慣の形成と生きる力を育てる学習の推進

子どもたちの基本的な生活習慣を形成するために、「早寝、早起き、朝ごはん」運動や「あいさつ」運動を推進し、家庭での役割を自覚できるよう家庭と連携しながら指導を進めます。また、生きる力や社会性の涵養をめざし、社会貢献活動や職業体験等の取り組みの推進に努めます。

主な取組の成果	<p>「早寝、早起き、朝ごはん」運動は全国的に展開され、本市においても、学校及び保護者に定着してきており、本市の小中学生は概ねしっかりと朝食を摂っている結果が出ている。職場体験学習は、中学校2年生全員を対象に実施している。</p> <p>また、あいさつ運動やボランティア活動については、児童会、生徒会による主体的な取組が実施されている。</p>
今後の課題	<p>朝食の摂取率は高くなっているが、そのことで、基本的な生活習慣が確立されているとは捉えきれないところがある。引き続き、家庭（保護者）と連携した取組を進める必要がある。また、生きる力の育成をめざす体験活動や交流活動の推進については、中学生期においては、地域貢献という視点での取組を展開できるようにしていく必要がある。</p>



家庭の教育力の向上にむけた取組の推進

核家族化が進むなかで、家庭と地域社会の繋がりが薄れ、規範意識が乏しく集団生活になじめない子どもが増加しています。子どもの健全な成長には、家庭における家族の繋がりがやしつけが大切であり、家庭の教育力の向上のために、学校・園やPTAと協力しながら、啓発等の取組を推進します。

そのために、子どもの成長段階にあわせて生活習慣やしつけ、社会の規範意識などについての家庭の意識を高められるよう、子育てやしつけに関する相談や学習機会を設け、家庭と学校・園がともに考え、実践します。

主な取組の成果	子どもの社会性や規範意識を育む家庭教育については、各校の主体的な取組により、PTA研修や地区懇談会での啓発や学習機会の場を設けた。
今後の課題	価値観の多様化から、保護者の受け止めは様々であり、共通実践にはなかなか結び付かない実態もある。また、保護者への研修機会の提供や啓発など、結局、学校負担となっていることが課題である。市として家庭教育講座の充実を図る必要がある。

体力向上の取組の推進

子どもの体力向上を図るために、学校・園における体育の充実と学校での休み時間等を利用して外遊びができる環境づくりを進めます。また、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等と連携して、子どもがスポーツに親しめる機会を充実します。

主な取組の成果	学校における体力づくりや運動・スポーツに親しむ習慣づくりに取り組み、体力向上のための学校・園での軽運動等の推進は図れたが、地域での遊びやスポーツ活動への支援と充実については、取り組めなかった。
今後の課題	学校における取組は今後も進めるべきであるが、他団体との連携には課題がある。また、体力向上のための家庭、地域での軽運動等の推進については、内容等を含め今後検討する必要がある。

家庭、学校・園、地域、企業、NPO・市民団体等の連携を図る取り組みの推進

子どもの健全育成を推進する取組として、家庭、学校・園、地域、企業、NPO・市民団体等が連携して、地域の教育力の向上をめざします。

市青少年育成市民会議や市地域教育協議会をはじめ、スクールガード等多くの市民が子どもの健全な育ちのために多様な活動に尽力いただいておりますが、より一層の連携を図るため、情報の共有や連携を深めるための講演会や交流会などの取り組みを推進します。

<p>主な取組の成果</p>	<p>子どもの健全育成にむけた活動の連携については、青少年育成市民会議やスクールガードリーダー等との情報共有、懇談の場を設けた。また、特に中学校においては、地域清掃や野洲駅でのあいさつ運動、校区内小学校での奉仕活動など、工夫した取組を行い教育的効果があった。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>地域社会が子どもたちの健全育成を支えるという意味において、今後もしっかりと連携を深め、発達段階に応じた活動を進めていく必要がある。</p>



2. 安心・安全の教育環境と子どもの居場所づくり

- 学校の耐震化の推進
- 食育の推進
- 子どもの居場所づくりの推進
- 幼保一元化の推進
- いじめや問題行動等への対応の強化
- 不登校の子どもや保護者への支援
- 学校・園の危機管理体制の充実

学校の耐震化の推進

学校は、児童や生徒が長時間学習をする場所であり、耐震に対する対策工事が喫緊の課題となっています。本市では、市内の1中学校、4小学校の校舎及び体育館についての耐震診断等を終え、平成22年度に野洲中学校及び三上小学校と篠原小学校（第1期）の改築工事に着手しました。引き続き、平成23年度においては、野洲中学校及び篠原・三上・野洲・祇王小学校の校舎や体育館の耐震補強や大規模改修並びに篠原小学校の第2期改築工事を進め、学校施設の耐震化率100%をめざすとともに、教育環境の改善に努めます。

<p>主な取組の成果</p>	<p>学校の耐震化については、耐震対策を必要とする小中学校の学校施設において、平成25年度をもって対策工事を完了した。また、教育環境の向上に向けては、園小中学校において、空調設備（エアコン設置）を行った。</p> <p>園においては、安心して遊べる保育室づくりとして、園舎の老朽化や耐震化に対応した施設改修や移転新築や、各種の環境検査、遊具・施設の安全点検の実施により改修・修繕を行い、保育環境の整備を計画的に進めてきた。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>今後は老朽校舎の対策として、野洲市小中学校施設保全計画に基づき、計画的に進める必要がある。また、快適に学べる教室づくりや保育室づくりについては、各教室等の点検を行い、必要に応じて改修を実施していく必要がある。</p>

食育の推進

学校・園での食育の充実を図るとともに、家庭への啓発に努めます。

近年、子どもたちの「食」を取り巻く状況が大きく変化し、心身の健康上の諸問題が指摘されています。子どもたちの健やかな成長にとって、より良い「食」は最も大切な要素であり、食育はすべての教育活動の基礎となるべきものと捉える必要があります。

そこで、学校・園での「食」に関する指導の充実に取り組むとともに、小学校を中心に農業体験の推進に努めます。また、学校給食における安全な食材の確保と地元食材の積極的な使用を図ります。さらに、子どもたちの望ましい食習慣の形成に向けて、給食センターや家庭との連携を一層強めていきます。

主な取組の成果	<p>料理教室の開催はできていないが、給食だよりや献立表を配布することにより地元食材やレシピの紹介を行うとともに、夏休み親子ふれあい料理教室を開催し、親子で料理を作ることにより料理の楽しさや食材について学ぶことができ、会食することにより食べ物、栄養、給食など食に関する理解を深めることができた。また、各小学校においては、学習田の活用や地域の田んぼを借用して、もち米作りなど体験的な学習を展開してきた。</p> <p>地元食材の積極的な使用について、米については、100%地元産を使用している。野菜についても調達可能な範囲（約30%弱）で使用した。</p>
今後の課題	<p>親と子がともに学べる食に関する講座や研修会の開催については、人気が高く多数の応募があるが、会場や指導者の関係で抽選することになり参加者が限定されてくる。また、農業体験等について、中学校段階での農業体験は、教育課程の編成上、時間確保等実施は難しいため、実施にあたっては時間確保等検討を要する。</p>

子どもの居場所づくりの推進

子どもたちが、いつでも安心して遊ぶことができるよう、地域やコミュニティセンターと連携して地域子ども教室の充実を図ります。また、文化・スポーツだけでなく科学や伝統芸能、音楽活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流が図れるような事業に対する支援を行います。

主な取組の成果	<p>放課後での子どもの居場所については、学童保育所と各学区コミュニティセンターで開催している地域子ども教室を開催し、充実した取組が図れた。</p> <p>学童保育所の整備充実と指導員の資質・能力の向上については、市内全域で24学童（定員1,080人）の受け入れ態勢を整え、施設整備を行うまでの喫緊の課題であった待機児童を解消した。また、指導員の資質・能力の向上については身近な課題について研修会を毎年開催してきた。</p>
今後の課題	<p>地域の教育力を向上させるために、自治会や学区の青少年育成組織を守山野洲少年センターの協力を得ながら、研修会や見守り活動の充実を図る必要があり、学校や家庭、地域、関係機関が連携して、青少年のために力を結集し、健全な育成を図る施策を幅広く展開していくことが課題である。</p>



幼保一元化の推進

多様化する保護者の教育・保育へのニーズに応えるため、幼稚園では預かり保育の実施を継続するとともに、保育所と幼稚園を併設する「こども園」を整備するなど、地域の実情に応じた就学前教育・保育を推進し、適正規模での施設整備を進めます。

主な取組の成果	<p>民間保育所と競合しないように配慮しつつ地域の実情に即した一元化を推進するため、平成23年に篠原幼稚園と篠原保育園を一体化した篠原こども園を開園した。平成26年には野洲第二保育園の移転新築事業として、さくらばさまこども園を開園し、待機児童対策として保育所部門の定員を10人増やすとともに、新たに50人の幼稚園部門の定員を設けた。</p> <p>野洲第一保育園の建替え事業として、ゆきはたこども園の整備に着手しており、待機児童対策として保育所部門の定員を20人増やすとともに、新たに幼稚園部門の定員を30人設けた。公立保育所と幼稚園の一元化を図った。</p>
今後の課題	<p>待機児童の状況を見定め、施設整備や定員の見直し等により保育ニーズを受け入れられるよう継続して取り組む必要がある。また、幼稚園及び保育所における3歳以上児の保育料（利用者負担額）について、国の動向を注視しながら、保育時間、園児年齢等を考慮し格差が生じないように統一料金の検討を行う必要がある。</p>

いじめや問題行動等への対応の強化

いじめや問題行動等の早期発見、早期対応を図るため、教職員と児童・生徒の信頼関係を築くとともに、家庭、学校、地域、関係機関との連携を強化します。また、いじめや問題行動等を未然に防止するために、学校内外のパトロールや相談体制の充実を図るため、相談員を配置します。

<p>主な取組の成果</p>	<p>学校教育支援員を配置し、教員が子どもと向き合う時間確保に努めた。また、個別の事例に対しては、市関係課・室等との連携のもと、ケース会議を持ちながら課題の解決に向け取組みを進めてきた。</p> <p>また、「いじめ防止対策推進法」に基づき「野洲市いじめ防止基本方針」を策定した。この基本方針には、「野洲市いじめ問題対策連絡協議会」の設置やいじめの重大事案が生じたおりに設置する「教育委員会の附属機関」や「市長の再調査機関」を盛り込み条例を設置した。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>教員の業務は多様な広がりを見せている。真に子どもと向き合う学級づくりをめざすには、業務の精選をはじめ、超過勤務の削減や健康保持の取組など職場環境の改善を図り、子どもと向き合える時間の確保に努める必要がある。</p> <p>また、子どもたちの表出する課題の解決には、家庭や地域での生活の仕方とも深い関わりがあることから、保護者や地域の方々の理解と協力が不可欠である。</p>



不登校の子どもや保護者への支援

不登校の子どもの心の安定や自信を回復し、登校や社会参加を促すためにそれぞれの実態に応じた指導や支援を行います。また、家庭、学校、少年センター等との連携を図り、人間関係づくりを進めます。また、学校と児童・生徒のつながりを大切にし、不登校を未然に防ぐ取組を推進します。

主な取組の成果	ふれあい教育相談センターとの連携の下、不登校児童生徒の教室復帰を目指した取組を進めるとともに、少年センターとも協働し、特に、反社会的な傾向による不登校生徒に対しては、情報を共有し、個によっては個別対応（学習支援）等を行ってきた。 また、市オアシス相談員やスクールカウンセラーを活用し、児童生徒や場合によっては保護者相談に応じる体制を整備してきた。
今後の課題	不登校の未然防止の取組として、望ましい学級集団（人間関係）の構築が欠かせない。また、同時に丁寧な個別対応を進めていく必要がある。 小学校において、オアシス相談員が配置されていない学校があり、可能な限り配置の方向で検討を要する。

学校・園の危機管理体制の充実

子どもたちが安心して学校・園生活を送ることができるように、地震をはじめ災害時における危機管理体制を構築します。また、不審者対策を徹底するとともに、緊急時の対応を的確に行えるよう努めます。

また、過去の災害等を忘れることなく、非常時の心構えをしっかりと持てるよう、今に伝える取り組みを推進します。

主な取組の成果	地震や災害時での危機管理体制や、不審者対策をはじめ子どもたちが安心できる学校安全マップを全ての学校で策定した。また、交通事故や不審者対応等、場合別の具体例を示した対応マニュアルも策定した。
今後の課題	マニュアルに沿った研修機会を設け、子ども自身の危機回避能力の向上をめざす取組を進める必要がある。

3. 人権を尊重するまちづくり

- 人権教育の推進と人権を尊重するまちづくり
- 道徳心を養う取組の推進
- 豊かな感性を育む取組の推進

人権教育の推進と人権を尊重するまちづくり

子どもたちの人権感覚を育むとともに、人権が大切にされる学校・園づくりを進めます。

差別のない社会を実現することは、市民の強い願いであり、本市では最重要課題に位置付けて人権教育の推進に努めてきました。しかし、今なお続く差別の現実を踏まえるとき、家庭、学校・園、地域、企業、関係機関が、一体となって人権教育を進めることが大切です。

学校・園では、教育活動全体を通じて同和教育をはじめとする人権教育を進め、子どもたちの人権感覚を育むとともに、指導内容の整合性やつながりを大事にするため、「学校園所同和教育推進委員会」で連絡調整を行いながら、差別を許さない実践力の育成を図ります。また、就学前からの系統的な人権教育を推進し、「人権意識の高揚」や「差別をしない、許さない行動ができる子ども」の育成に努めます。

① 就学前

生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールに気づき、道徳性の芽生えを培い、情操を高め、お互いを大切に作る心と人格の育成を図ります。

② 学校・園

一人ひとりの人権を尊重する心を育成するとともに知識や理解を行動に結びつけることができるよう、人権教育や男女平等教育等を推進します。

③ 地域社会

毎日の生活の中で、いろんな人々の考え方や文化を受け入れ、人と人とのつながりで人権をとらえ、差別や偏見から解き放たれた地域社会づくりを推進します。

また、教職員と家庭・地域の人々との協働により、子どもたち一人ひとりの人権を守る学校・園づくりを進め、いじめや虐待から守る取組を進めます。そのため、教職員研修やPTA研修の一層の充実を図り、教職員や家庭・地域の人々の人権意識の向上に努め、「お互いの良いところを探し、ともに伸ばすまちづくり」を進めます。

<p>主な取組の成果</p>	<p>じんけんセミナー、同和問題講演会、人権尊重をめざす市民のつどいなどの事業の推進や啓発冊子「すてきなまちに」の発行などを実施した。また地区別懇談会への講師や教材の提供、市や学区人権啓発推進協議会の活動に対する支援を行い、一定の成果をあげることができた。</p> <p>学校においては、子どもの人権を守るため教職員全員研修会、教育研究所による人権教育講座を開催し、新任・新赴任者研修を実施した。</p> <p>また、各校の計画による教職員研修とPTA研修を実施した。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>差別をなくす主体者を増やすため、継続して啓発・教育・研修を積み上げていく必要がある。また、同じ手法や内容で事業を行うのではなく、市民のニーズに合った事業を展開していく必要がある。</p>

道徳心を養う取組の推進

各学校で、道徳の時間の指導改善を図り、心にひびく道徳教育を進めます。

社会全体をおおう他者への無関心、さらには基本的なモラルや規範意識の低下が叫ばれる今日、豊かな心を養うことは、未来をひらく人づくりの根本です。現在、各学校では道徳の時間を要にし、教育活動全体を通じて心の教育に取り組んでいます。今後は、道徳の時間のさらなる改善をめざし、道徳教育に関する校内研修や授業研究の充実を図ります。

また、社会性を育み、豊かな心を養う学級集団づくりや、家庭・地域との協働に基づく道徳教育の推進に努めます。さらには、心にひびく魅力的な道徳資料の開発や、ボランティア活動などの体験活動を活かした道徳の時間の工夫に取り組めます。

主な取組の成果	<p>全小中学校において、道徳教育推進教師を中心とし、道徳の授業研究会を開催した。</p> <p>各校において、学校の教育目標の具現化を目指し、学級経営案を策定し取り組みを進めるとともに、学校応援団や地域の人材を活用したゲストティーチやの取組を行った。</p>
今後の課題	<p>道徳の「教科化」に向け、「特別の教科」道徳科の特質を踏まえた授業構想等について、これまでの授業研究会の成果を踏まえつつ、さらに効果的な指導法等について、研修することが重要である。</p>

豊かな感性を育む取組の推進

子どもの発達に即したテーマを取りあげ、命の尊さ、人とのつながりの大切さ等、人づくりを基礎に取り組みます。いろいろな角度から人権について考え、実践することで、自分のことを考え、人のことをも考える力の育成に努めます。

また、この取り組みを保護者の参加や啓発に広げていくことで子ども一人ひとりの感性が豊かになり、心の教育につながる取り組みを推進します。

主な取組の成果	<p>年間計画に基づいた道徳教育を実践した。</p> <p>また、様々な人権問題について、体験的に（交流を通した）学ぶ機会を設定した。</p>
今後の課題	<p>道徳教育については「教科化」に向け、授業研究会等とおして、授業改善に努める必要がある。また、人との出会いや交流を通した人権学習等の推進に努める必要がある。</p>

4. 生涯学習・生涯スポーツの充実

- 生涯学習機会の充実
- 生涯学習社会への環境整備
- 生涯学習アドバイザーの育成と活用
- 生涯スポーツの充実
- 競技スポーツの振興
- 社会教育・社会体育施設の整備（改修）と構想の検討

生涯学習機会の充実

市内では多くの市民が、サークル活動や各種講座に参加し、自らを磨きながら生涯学習活動に取り組んでいます。

これからの生涯学習は学んだことをボランティア活動等を通じて地域で活かすことが重要です。また、サークル間での発表等を通じて自らがより良い学びを追求するなどの自立した活動が求められます。そのための支援としてコミュニティセンターや滋賀大学生涯学習教育研究センター等と連携を図り、学習機会の充実とその成果を活かす場の提供に努めます。

主な取組の成果	市民を対象に3中学校区において生涯学習巡回講座を開催し、市民への学習の機会を提供するとともに、啓発や普及を行った。また、各自治会から推薦を受けた生涯学習推進員等を対象に推進員の役割について研修会を開催し、地域において活躍いただいた。
今後の課題	市民の学習の機会を提供し、さらに継続して啓発・普及を図る必要がある。また、自治会を起点に、推進員としてまちづくりの視点に立った活動の展開をしていただくことが必要であるが、自治会によって温度差があるため意見交換会等が必要である。 滋賀大学生涯学習教育研究センター等と連携した講座については、開設に向けた学習機会の提供に努めます。

生涯学習社会への環境整備

市民の多様なニーズに対応するため、世代別に対応する学習講座の開設や高校や大学での公開講座の情報提供をはじめ生涯学習に関する情報を提供し、活動についての相談窓口等の充実を図ります。

主な取組の成果	滋賀県内の各市町の教育委員会やコミュニティセンター、PTAをはじめとした各種団体等が主催する生涯学習・社会教育関連諸事業(講座や教室)の開催状況やその場に招聘されている講師に関する情報をコミュニティセンターや各団体に提供した。
今後の課題	今後も継続して、公開講座等の情報を収集し、各団体等への提供に努める必要がある。

生涯学習アドバイザーの育成と活用

生涯学習活動を進めていくうえで、欠かせないのは学習ボランティアの存在です。現在、市ではいろいろな分野の生涯学習アドバイザーを登録していただき、自治会や各団体へ指導や育成に活動してもらっています。

生涯学習アドバイザーのネットワーク化を図りながら、生涯学習活動の活性化に努めます。

主な取組の成果	市民等の求めに応じて市職員等を講師として派遣し、出前講座を実施することにより、市政に関する理解を深めるとともに、市民による生涯学習のまちづくりの推進をめざした。(64団体 1,865人の受講) また、生涯学習アドバイザーは、自らがもつ学習成果について、習得したい人に対して提供するため、相談に応じて紹介等をし、生涯学習の推進に努めた。
今後の課題	講座メニューの内容等の充実を図るとともに、引き続き要求のあった生涯学習の問い合わせに、アドバイザーを含め、出前講座等の紹介や講師派遣の対応を行う必要がある。

生涯スポーツの充実

スポーツや運動に親しむことは、健康で快適な日々を送る原動力となります。多くの市民に汗を流すことの爽快感を感じてもらえるよう、生涯スポーツセミナーの巡回開催やニュースポーツの普及に取り組みます。

また、各種スポーツ大会の開催や指導者育成会、講習会を開催し、市民のスポーツ参加の拡充を図ります。

市体育協会やスポーツ少年団、学区体育振興会、総合型地域スポーツクラブの活動への支援を行います。そして、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツを楽しむ地域づくりを推進します。

主な取組の成果	<p>生涯スポーツリーダー育成セミナーについては、学校開放施設利用の説明等を行うとともに、スポーツ推進委員による実技指導を行った。</p> <p>また、各学区体育振興会や体育協会、スポーツ推進委員と連携した各種大会の開催については、学区体育振興会と連携し、運動会やスリータッチボール大会等を開催した。</p> <p>スポーツ推進委員活動の中では、ニュースポーツを紹介するニュースポーツバイキングを総合体育館において開催するとともに、野洲川河川公園ではストック・ウォーキングを開催した。</p>
今後の課題	<p>各学区体育振興会による各種大会の継続を支援するとともに、スポーツ推進委員の主体的な事業実施を継続することによりニュースポーツの普及に努める必要がある。</p> <p>また、社会体育（スポーツ）施設が実施するスポーツ教室は、市民ニーズに合った内容で充実する必要がある。</p>

競技スポーツの振興

市の体育協会に加盟している競技スポーツ団体をはじめ、競技スポーツに関係する団体等のさらなる振興のため、大学や関係機関と連携して実技講習会や競技に関する研修会の開催に取り組み、市民とともに競技スポーツを楽しむ、夢を与えるようなアスリートの育成や支援を推進します。

また、総合体育館を活用して、各種大会等の招致に努め、活力と感動あふれる場づくりを推進します。

主な取組の成果	市体育協会等と協力しながら、春秋季体育大会、マリンスポーツフェスティバル、ドラゴンカヌー大会等各種競技の支援を行った。また、競技スポーツ団体(各種目協会等)の育成と支援を行うとともに、各種大会等を招致し、レベルの高い競技スポーツに触れ、夢と感動が実感できる大会等の開催を実施した。
今後の課題	今後も継続して、競技スポーツを支援する必要がある。



社会教育・社会体育施設の整備（改修）と構想の検討

市内の野洲文化ホールをはじめとする社会教育施設や総合体育館・温水プール等の社会体育施設については、開館後年数の経つ施設が多いため、利用者のニーズを把握したうえで計画的な改修計画を策定し、親しみやすく利用しやすい施設をめざし、施設整備（改修）に取り組みます。また、既存施設の活用を図る生涯学習センター・市民ギヤラリー構想や総合運動公園構想を検討します。

主な取組の成果	文化ホール施設(非常用放送設備)、スポーツ施設(配管工事)の修繕を緊急度・優先度を精査した上で、改修工事を実施し、利用者の拡大を図った。 社会体育(スポーツ)施設は年間約27万人の利用があり、安全を確保するため、不具合個所の把握と修繕を実施している。
今後の課題	市内施設全般において、老朽化が進み、修繕が必要なことから、必要経費を精査したうえで、更新を含めて、施設整備を実施する必要がある。 社会体育(スポーツ)施設は老朽化しており平成36年に開催される国民体育大会に向けた改修計画の策定が必要である。

5. 文化遺産の継承と豊かな文化の創造

- 文化財の保護と活用
- 地域の歴史と文化の継承
- 博物館・図書館等を活用した学習活動の推進
- 文化・芸術活動の支援

文化財の保護と活用

本市の自然や歴史的・文化的遺産を大切にしながら、地域と協働して文化財の保護と活用を進めます。

大岩山出土の銅鐸をはじめ、大岩山古墳群等の貴重な文化財を後世に伝えられるよう保存・整備を図りながら歴史民俗博物館での展覧会等を通じて、市民への啓発に努めます。また、学校での体験学習や地域での生涯学習講座などで保護と活用について啓発します。

また、埋蔵文化財を修復、保存する施設の老朽化が激しいために、施設整備を図り保存・活用を推進します。

<p>主な取組の成果</p>	<p>文化財の保護と活用については、地域・所有者と協働して重要文化財御上神社木造狛犬、保存修理事業、名勝兵主神社庭園保存修理事業、重要文化財生和神社防災施設工事を実施した。また、史跡公園の維持管理に努め、桜生史跡公園では石室・石棺を公開する特別教室等を実施し、年間5,000人を上回る入園者があった。</p> <p>文化財整理室を旧六条公民館から北部合同庁舎に移転した。老朽化の著しい文化財収蔵庫は、代替施設を新たに確保するため、協議・検討を進めている。</p> <p>歴史民俗博物館では、地域の歴史や文化をわかりやすく紹介する展覧会や講演会を開催してきた。とくに開館25周年記念の銅鐸里帰り展は、大きな反響があった。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>指定文化財の管理では、防災設備の老朽化が予測され、地域・所有者と連携しながら計画的に防火防災設備の改修工事を図る必要がある。また、未指定文化財についても緊急性の高いものから調査・記録化を進め、市として保存を要するものについては指定し、保護する必要がある。また、学校や地域での文化財保護の普及啓発については、要望に対応できるよう人材育成を図る必要がある。</p>

地域の歴史と文化の継承

地域に伝わる文化財や民俗文化財を、地域で守り継承していくことは、ふるさとを愛する感情と郷土の文化を誇りに感ずる意識を醸成するものです。地域のおとなも子どもも一緒になって参加する地域に根ざした歴史学習として「まちかど博物館」や講座等の開催と支援を行います。

<p>主な取組の成果</p>	<p>銅鐸研究会、市史・郷土史講演会・学習会や、博物館友の会との共催による歴史入門講座（年4回）等を開催し、地域に根ざした歴史学習の機会を充実する取組を進めてきた。また、まちかど博物館は、市内の大字を探訪する現地見学会で、博物館友の会との共催により、地元自治会の協力を得て実施した。市民の関心も高く、地域の歴史や文化を学ぶ機会となっている。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>充実した講座等が継続して開催できるよう、博物館友の会等と協力しながら推進を図る必要がある。</p>

博物館・図書館等を活用した学習活動の推進

本市の社会教育施設として、中心的な役割を果たしている歴史民俗博物館や図書館等の社会教育施設を情報の発信源や生涯学習の拠点として、学習環境の整備と学習活動内容の充実を図ります。

また、体験活動の充実や講師派遣などの活動に取り組み、学校と連携して子どもの学習活動を支援します。

主な取組の成果	<p>弥生の森歴史公園を活用し、体験学習を中心とした学習活動を推進した。体験工房においては、まが玉作りや土器作りなどを通年型で開催し、利用者も年々増加傾向にあり、このほか、体験教室や学習会を開催し、楽しみながら歴史を学ぶ機会を提供した。</p> <p>体験活動の取り組みについては、校外学習による来館時に見学案内、火おこし体験などの学習活動支援を行った。また、夏休み前には、市内の園児・児童全員に案内を配布し、利用促進をはかっている。</p> <p>講師派遣については、学校の授業や、地域で開催される講座にも、学芸員が出講し協力してきた。</p>
今後の課題	<p>体験学習のニーズが高まっており、広報活動を幅広くすすめ、参加者層の拡大をはかっていくとともに、博物館の展示見学と一体となる特色ある体験施設を活用しながら、継続して実施していく必要がある。</p>

文化・芸術活動の支援

市文化協会に加盟されている多くの市民や余暇を活用して文化・芸術活動に取り組んでおられる市民の活動への支援を行い、コミュニティセンターや公共スペースの提供により身近な場所での活動を支援し、情報提供に努めます。

また、文化・芸術活動の発表の場や鑑賞の機会を充実し、多くの市民が交流し、豊かな新しい文化を創造していく文化・芸術イベントの拡充を図り、また文化施設の整備（改修）を推進します。

地域の人々が伝える日本の伝統文化や芸術等を、学校・園教育に取り入れ、次代を担う子どもたちが興味や関心をもつ機会づくりに努めます。

<p>主な取組の成果</p>	<p>文化協会をはじめ市内文化芸術活動団体への支援と発表の場においては、市内を含む全国から俳句を募集し、北村季吟顕彰記念事業を開催するとともに、野洲市美術展覧会並びに野洲文化芸術祭を開催、音楽のあるまちづくりコンサートや親しみやすいクラシックコンサート、一般公募を取り入れたピアノ演奏会や音楽会などを開催し好評を得た。</p> <p>文化施設の整備（改修）においては、野洲文化ホールの外壁調査修繕、電気保安装置の更新、舞台吊物装置ワイヤロープ交換、非常用放送設備更新、また、野洲文化小劇場では、非常用放送設備更新、空調設備の修繕などを行った。さざなみホールでは、屋根防水修繕、電気保安装置の更新、舞台吊物装置のロープ類の一部取り替えを行った。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>今後も美術展覧会や文化芸術祭等の文化・芸術活動の支援を継続、音楽のあるまちづくり事業や北村季吟顕彰記念俳句会を開催する必要がある。</p> <p>野洲市文化ホール3館は、地域特性に根ざした分野に絞り込んで芸術の振興を進めることが課題となっている。また、施設面においては、建築後20～30年以上の経過に見合った抜本的かつ大規模な改修はできていない。このままでは、施設の安全性が損なわれ使用できなくなる恐れがある。文化芸術の振興に関する基本的な方針を明らかにして、それにふさわしい施設のあり方を探り、限られた財源の中でどのような整備（改修）計画を立案して取り組むかが課題となっている。</p>



6. 開かれた教育行政の推進

- 教育水準の向上と地域の実情に応じた教育の振興
- 開かれた教育委員会をめざし、教育施策の点検評価と情報の発信
- 教育課題を的確に把握し、教育制度のあり方の検討

教育水準の向上と地域の実情に応じた教育の振興

多様化する家庭、学校・園、地域のニーズに応えるため、教育委員会の機能の充実と強化が課題となっており、学校・園訪問をはじめ、地域の住民や子ども達との意見交換会や交流会を開催しながら、地域の実情を把握したうえで、それぞれの特色ある教育の振興に取り組めます。

【施策の内容】 1. 学校・園訪問や地域住民との意見交換会等の開催

主な取組の成果	<p>教育委員が学校や園を訪問するとともに、「はばたけ野洲のまなび」を開催し、一般市民、地域の教育関係者、教育委員会が意見交換を行った。</p> <p>また、学校・園の教育活動や運営について、組織的・継続的に改善を図るために、全ての学校園において学校評価を実施するとともに、その結果に基づき、保護者や地域住民の意向を把握・反映するために学校・園評議員会を組織し、意見交換や提言を受ける機会を設けてきた。また、それらの内容を保護者・地域に発信し、説明することに努めてきた。</p>
今後の課題	<p>地域社会や家庭のニーズが複雑化・多様化する中、学校には、より家庭・地域および関係機関との連携が一層求められるところであり、そのコーディネートや保護者・地域住民への説明など、ますます重要となってきている。</p>

開かれた教育委員会をめざし、教育施策の点検評価と情報の発信

現在、11月1日を「野洲市教育の日」と定めていますが、その普及と啓発を進め、市民とともに子どもを育むまちづくりを推進します。

また、教育施策の実施状況について点検と評価を実施し、改善と充実に努めます。さらに、情報発信に積極的に取り組み、市民から信頼される教育行政の推進を図ります。

主な取組の成果	平成22年度より、「はばたけ野洲のまなび」と題して、毎年テーマを設け、一般市民、地域の教育関係者、教育委員が意見交換する場を設けた。また、平成23年度に事務評価委員会を設け、3名の外部評価委員による事務点検評価を行い、次年度の教育行政に反映するとともに、ホームページを活用し、広く市民への情報発信に努めた。
今後の課題	今後も引き続き評価対象や評価手法の見直しを行いながら、さらなる教育振興を図る必要がある。また、情報発信においては、単に多くの情報を発信するだけでなく、市民が知りたい情報がどこにあるのかわかりやすく工夫する必要がある。

教育課題を的確に把握し、教育制度のあり方の検討

今後、ますます複雑多岐になる教育制度について、それぞれテーマを設けながら、教育委員と事務局が一体となって、議論と検討を行います。

主な取組の成果	教育委員会定例会の場において、市が取り組むべき課題や施策について意見交換など議論を深めた。
今後の課題	教育制度については、複雑多岐にわたることから、さらなる議論を深めながら、課題や施策について議論を深める必要がある。

7. 第1期計画の総括

第1期計画に基づき推進してきた様々な施策については、基本理念「一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあう、まちづくり・ひとづくり」の実現に向け、それぞれ成果を上げていることから、第1期計画の基本理念や施策の方向性は評価することができます。

第1期計画の主な成果	<ul style="list-style-type: none">○各小中全学校において、元気な学校づくり事業の実施や学校応援団事業を立ち上げ、学校・園が教職員の創意と工夫を生かした特色ある教育活動を積極的に展開した。○耐震対策が必要とする小中学校の学校施設において、耐震対策を終えるとともに、園小中学校において空調設備の設置を行い、教育環境の向上を目指した。また、子どもたちがいつでも安心して遊ぶことができるよう、地域やコミュニティセンターと連携して地域子ども教室の充実を図った。○生涯学習アドバイザーは、自らがもつ学習成果について、習得したい人に対して提供するため、相談に応じて紹介等をし、生涯学習の推進に努めた。○本市の自然や歴史的・文化的遺産を大切にしながら、地域と協働して文化財の保護と活用に努めた。
-------------------	---

しかしながら、その一方で、未だ取り組みの成果が十分でない施策や今後より一層、推進すべき施策が存在しています。また、第1期計画における施策を一つひとつみると、解決を必要とする課題が多く存在することから、基本理念の実現に向けて、今後も引き続き取組を進めていく必要があります。

今後の主な課題

- 中学校における職場体験学習や、児童生徒の主体的なあいさつ運動やボランティア活動が実施されているが地域貢献という視点での取組を展開できるようにしていく必要がある。
- 地域の教育力を向上させるために、学校や家庭、地域、関係機関が連携して、青少年のために力を結集し、健全な育成を図る施策を幅広く展開していく必要がある。
- 全小中学校において、道徳教育推進教師を中心として道徳の授業研究会を開催したが、道徳の教科化を見据えた取組を推進していく必要がある。
- 教育委員会定例会の場において、市が取り組むべき課題や施策について意見交換など議論を深めたが、教育制度については、複雑多岐にわたることからさらなる議論を深めながら課題や施策について検討する必要がある。

このことから、第2期計画においては、基本的な考え方は第1期計画を踏襲し、基本理念や施策などは変更せずに、これまでの施策の見直しによるこれらの充実と発展、質の向上に努めます。

これに加え、第1期計画策定以後、社会情勢の変化により発生した新たな課題に対応するための施策を本計画に盛り込み、今後5年間、課題解決に向けた取組を推進します。



第3章 計画の基本理念と施策の基本的な方向

第2期計画の実施に当たっては、第1期計画における基本理念を継続したうえで、第2章で明らかにした第1期計画における施策の課題や新たに発生した教育的課題に対応するために、施策の見直し・改善を図り、今後5年間、基本理念の実現に向けた取り組みを進めます。

1. 基本理念

基本理念は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標とする本市教育の基本的な考え方とめざすべき姿を示すものです。今後5年間の（平成28年度～32年度）の計画としては、野洲市教育大綱の基本理念に基づき第2期計画においても、この基本理念を継承します。

基本理念

愛と輝きのある教育のまち・野洲

～ 一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも

学びあうひとづくり・まちづくり ～

私たちは、「ひと・もの・こと」と関わりながら生活しています。関わりで大切なことは、「思いやり」「やさしさ」「いたわり」であり、これらの根源にあるのが、人間の「愛」です。

本市の子どもから高齢者までが、「愛」の心を大切に、さまざまな活動に取り組むことで「元気」「笑顔」「自信」「誇り」などの「輝き」を創出することが、本市のまちづくりにつながります。

特に子どもたちが成長していく過程においては、「自ら考え、判断し、やり遂げる力」（自立）と「思いやりややさしさ、いたわりの心を大切に仲間と力を合わせて生きる力」（協働）を身につけることが重要であり、この力

を社会の中で自ら活かしていけるような子どもの育成が求められています。

そのために、就学前では、いろいろな遊びの中で十分に体を動かし感性豊かな心の育ちを、学校教育では、学ぶことの楽しさや成就感を体得し、基礎的・基本的な生きる力と自立の能力を、さらに社会に出てからは生涯にわたって学び、実践する行動力を身につける教育を進めることが大切です。

本市では、未来に伸びる子どもたち一人ひとりを大切にし、おとなも子どもも学び合い、支え合うひとづくり・まちづくりを目指し、「愛と輝きのある教育のまち・野洲」を教育の基本理念とします。

2. 施策の基本的な方向

教育大綱の基本理念の具現化にあたって、これから5年間の取組の方向性を明確にするため、「Ⅰ子どもの「育ち」を支援します」「Ⅱ子どもの「生き抜く力」を育てます」「Ⅲだれでも・どこでも学びあう環境を整備します」の3つの目標と32施策の基本的な方向を示します。

Ⅰ. 子どもの「育ち」を支援します。 ～家庭・地域と連携して～

子ども一人ひとりの豊かな成長には、多くの人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的なかかわりを持っていく必要があります。特に、子どもの生活の中で多くの時間を費やす家庭や地域の果たす役割は非常に大きいものとなります。

そのためには、まず大人が子どものよい手本となり、子どもの健全な心身や規範意識を育むことにつながる家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、企業等、行政がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力して子どもの「育ち」を支える環境づくりを進めます。

Ⅱ. 子どもの「生き抜く力」を育てます。 ～学校教育を中心として～

現代社会はグローバル化や情報化の進展などにより、子どもたちを取り巻く環境は、予想を超えたスピードで変化し、多様化が一層進んでいます。

こうした社会の変化に柔軟に対応し、子どもたちがたくましく生き抜いていくには、子どもたちの発達段階に応じて、豊かな情操や自尊感情、人を思いやる心、社会性などを育み、生涯にわたって運動に親しむ能力や体力、健康の保持増進の基礎となる力を培うとともに、確かな学力を身につけていくことが必要です。

一人ひとりの子どもの特性を活かしながら、子どもの「生き抜く力」を育てる学校教育を一層推進します。

Ⅲ. だれでも・どこでも学びあう環境を整備します。

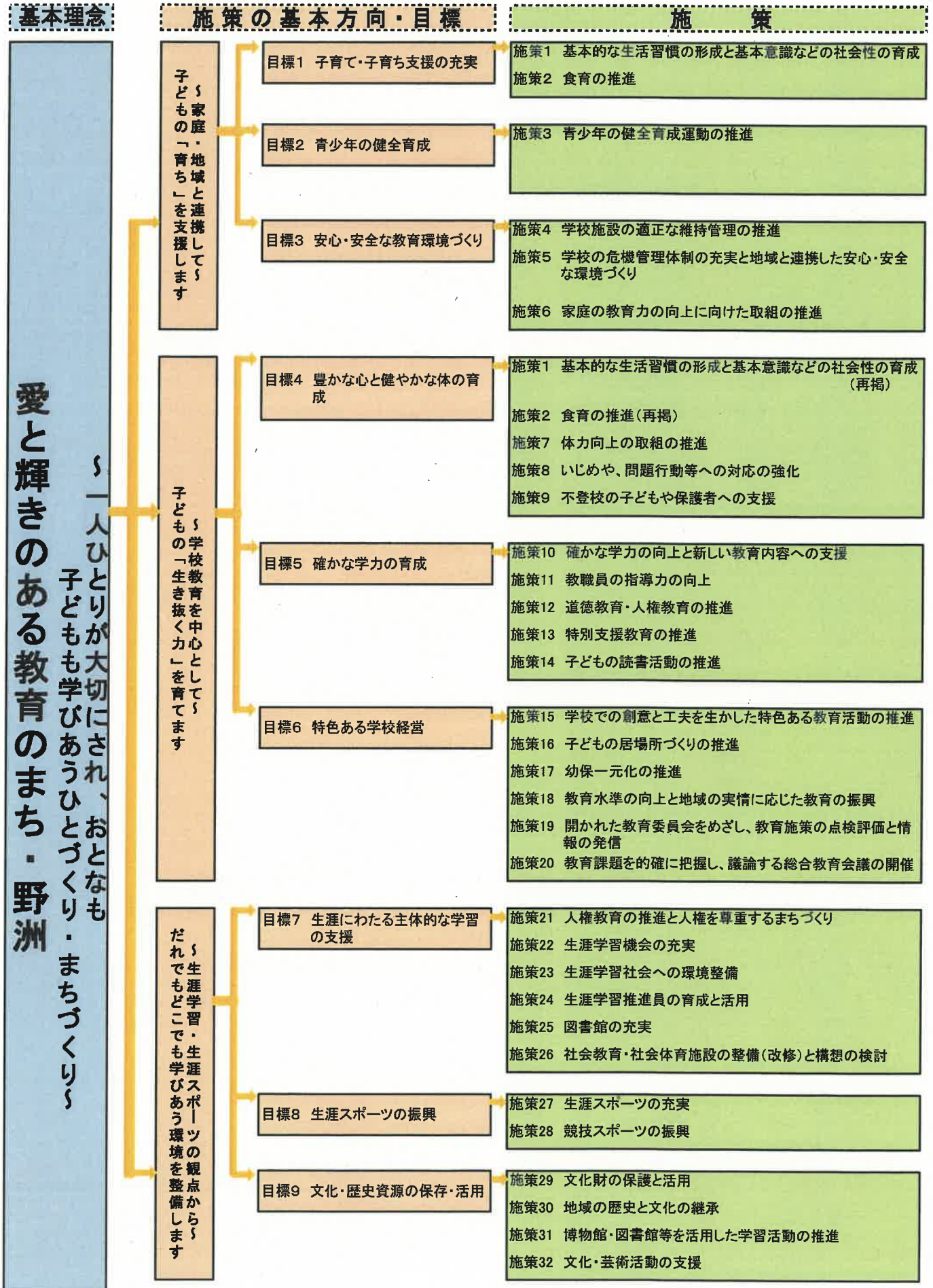
～生涯学習・生涯スポーツの観点から～

誰もが自己の生活を豊かにしていくためには、生涯をとおして、自ら学びを広げ、深めていくことが重要です。本市では、子どももおとなもともに学びあうという考えのもとに、生涯学習社会の実現を目指しています。

この理念をさらに高く掲げ、すべての人が参加しやすく、生きがいを感じられるような生涯学習・生涯スポーツの環境の整備・提供を進めるとともに、各個人がその学習の成果を活かせる環境づくりを進めます。



3 施策体系図



第4章 施策の展開

I・子どもの「育ち」を支援します。 ～家庭・地域と連携して～

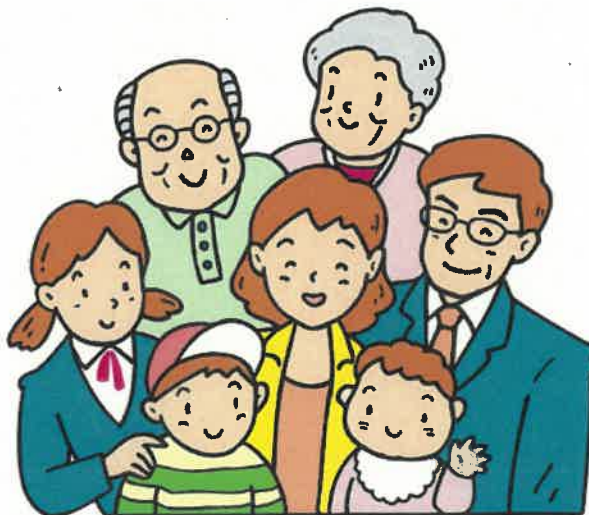
1. 子育て・子育て支援の充実

施策 1

基本的な生活習慣の形成と規範意識などの社会性の育成

学校・家庭・地域のそれぞれの役割を明確にし、協力しあいながら、子どもたちの基本的な生活習慣を形成するために、「早寝、早起き、朝ごはん」運動や「おはよう」「ありがとう」の「あいさつ」運動を推進します。また、発達段階に応じた体験活動、キャリア教育等を通して、社会生活のルールや社会性、人とかかわりながら自分を活かす力の育成を図ります。特に、小学校就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う意義を有することから、福祉分野とも連携し、その重要性について啓発するとともに親子の育ちを支援します。

- 早寝、早起き、朝ごはん運動等について、引き続き家庭（保護者）と連携した取組を進めます。
- 社会性の育成をめざす体験活動やキャリア教育、社会貢献活動など学校の主体的な取組への支援を行います。
- 基本的な生活習慣形成のための啓発活動を行います。



施策 2

食育の推進

学校での食育の充実を図るとともに、家庭への啓発に努めます。

近年、子どもたちの「食」を取り巻く状況が大きく変化し、心身の健康上の諸問題が指摘されています。子どもたちの健やかな成長にとって、より良い「食」は最も大切な要素であり、食育は知育・徳育・体育の基礎となります。そこで、学校での「食」に関する指導の充実に取り組むとともに、小学校を中心に農業体験の推進に努めます。また、学校給食における安全な食材の確保と地元食材の積極的な使用を図ります。さらに、子どもたちの望ましい食習慣の形成に向けて、給食センターや家庭との連携を一層強めていきます。

- 学校での食育の充実を図るとともに、家庭への啓発に努めます。
- 栄養教諭や栄養職員を活用し、食育の授業を展開します。
- 夏休みに親子ふれあい料理教室を開催し、食べ物、栄養、給食など食に関する理解を深めます。



2. 青少年の健全育成

施策 3

青少年の健全育成運動の推進

学校や家庭、地域、企業、青少年育成市民会議、守山野洲少年センター等との情報の共有や連携により、青少年が社会で生きる力と創造性を身につけながら成長し、地域と共生しながら自立できる取組を推進します。

- 子どもたちの健全育成に向けた「地域子ども教室」「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」を開催します。
 - 子どもたちの主体的な地域での活動を支援することをとおして、地域に貢献しようとする態度を育てます。
-

3. 安心・安全な教育環境づくり

施策 4

学校施設の適正な維持管理の推進

学校は、児童や生徒が長時間学習をする場所であり、学校施設の安全性の確保と教育環境の改善の観点から、老朽校舎の改築や長寿命化を推進します。

- 子どもの安全で快適な学習環境の確保とよりよい教育環境の改善に努めます。
 - 学校の施設点検を行い、安全に学び活動できる施設の維持管理に努めます。
 - 小中学校施設保全計画に基づき、老朽校舎の改築や長寿命化の推進に努めます。
-

施策 5

学校の危機管理体制の充実と地域と連携した安心・安全な環境づくり

子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、学校安全計画に基づき児童生徒への安全教育の推進と通学路における日常的な交通安全指導を実施します。

各校の置かれている地域性等、実態に応じた災害時における学校危機管理マニュアルの周知・徹底を図るとともに、計画的に避難訓練や大規模変災時における引渡し訓練を実施します。

また、これまでの災害を忘れることなく、非常時の心構えをしっかりと持てるよう、過去の教訓を今に伝える取り組みを推進します。

- 大規模変災時の対応マニュアルの見直しと改善を行います。
- 阪神淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災教育の充実を図ります。
- 具体の事案を基にした学校危機管理マニュアルの改善を行います。
- 平時におけるマニュアルの実践と危機発生時における対応の実践に努めます。
- スクールガードによる見守り体制の推進、通学路の安全確保に努めます。

施策 6

家庭の教育力の向上に向けた取組の推進

核家族化が進むなかで、家庭と地域社会のつながりが薄れ、規範意識が乏しく集団生活になじめない子どもが増加しています。

家庭は、子どもが育つ上で第一義的責任を有する場であって、子どもの健全な成長にとってきわめて重要な意味を持っています。子どもの健全な成長には、家庭における家族のつながりやしつけが大切であり、家庭の教育力向上をめざすために、学校・園とPTA・保護者会が協力しながら、家庭教育に必要な情報提供とその重要性についての啓発に取り組みます。

また、子どもを育むことは、社会全体の役割であり、学校、家庭、地域社会の役割を今一度自覚し、実践するための啓発等、粘り強く取り組む必要があります。

そのために、子どもの成長段階にあわせて基本的な生活習慣の確立やしつけ、社会的な規範意識の醸成などについて家庭の意識を高められるよう、

子育てやしつけに関する相談や学習機会を設け、家庭と学校がともに考え実践します。

また、虐待の防止など子どもの人権を守る取組を進めます。

- PTA・保護者会と協働しながら子どもの社会性や規範意識を育む家庭教育講座を開催します。
 - 家庭、学校、地域が協働する子育て懇談会等の支援に努めます。
 - 福祉部局と連携した学習支援・生活支援の充実に努めます。
 - 学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携しながら家庭教育環境の調整・支援に努めます。
 - 児童虐待の未然防止、早期発見・対応を図るため、関係機関と密接に連携を図ります。
-



Ⅱ・子どもの「生き抜く力」を育てます。

～学校教育を中心として～

1. 豊かな心と健やかな体の育成

施策 1 (再掲)

基本的な生活習慣の形成と規範意識などの社会性の育成

学校、家庭、地域のそれぞれの役割を明確にし、協力しあいながら、子どもたちの基本的な生活習慣を形成するために、「早寝、早起き、朝ごはん」運動や「おはよう」「ありがとう」の「あいさつ」運動を推進します。また、発達段階に応じた体験活動、キャリア教育等を通して、社会生活のルールや社会性、人とかかわりながら自分を活かす力の育成を図ります。特に、小学校就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う意義を有することから、福祉分野とも連携し、その重要性について啓発するとともに親子の育ちを支援します。

- 早寝、早起き、朝ごはん運動等については、引き続き家庭（保護者）と連携した取組を進めます。
- 社会性の育成をめざす体験活動やキャリア教育、社会貢献活動など学校の主体的な取組への支援を行います。
- 基本的な生活習慣形成のための啓発活動を行います。

施策 2 (再掲)

食育の推進

学校での食育の充実を図るとともに、家庭への啓発に努めます。近年、子どもたちの「食」を取り巻く状況が大きく変化し、心身の健康上の諸問題が指摘されています。子どもたちの健やかな成長にとって、より良い「食」は最も大切な要素であり、食育は知育・徳育・体育の基礎となります。そこで、学校・園での「食」に関する指導の充実に取り組むとともに、小学校を中心に農業体験の推進に努めます。また、学校給食における安全な食材の確保と地元食材の積極的な使用を図ります。さらに、子どもたちの望ましい食習慣の形成に向けて、給食センターや家庭との連携を一層強めていきます。

- 学校での食育の充実を図るとともに、家庭への啓発に努めます。
 - 栄養教諭や栄養職員を活用し、食育の授業を展開します。
 - 夏休みに親子ふれあい料理教室を開催し、食べ物、栄養、給食など食に関する理解を深めます。
-

施策 7

体力向上の取組の推進

子どもの体力向上を図るために、学校における体育の充実と学校での休み時間等を利用して「10分間運動」の実施や外遊びができる環境づくりを進めます。また、スポーツ推進委員やスポーツ協会、学区体育振興会、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等と連携し、子どもたちが主体的に運動に取り組む機会を充実します。

- 幼児期からの体づくりの大切さを保護者に啓発するとともに、幼児期からの運動遊びの充実をめざします。
 - 小学校における「10分間運動」を通して、運動に親しむ習慣の確立と主体的に学ぶことができる体育科の授業づくりに努めます。
 - 中学校部活動の指導に、学校が必要とする専門的な技術指導に優れた地域の人材を活用し、地域と連携した部活動をめざします。
-

施策 8

いじめや問題行動等への対応の強化

いじめや問題行動等の早期発見、早期対応を図るため、教職員と児童生徒の信頼関係を築くとともに、家庭、学校、地域、関係機関との連携を強化します。また、いじめや問題行動等を未然に防止するため、学校内外のパトロールや相談体制の充実に向けて、相談員を配置するとともに、学校の教育機能を効果的に発揮するため、「チーム学校」として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、関係専門機関と連携した取組を進めます。

- 児童会・生徒会活動をはじめ、児童生徒の自治的能力を高める教育活動を支援します。
 - 野洲市いじめ防止基本方針に基づき、関係機関との連携のもと組織的にいじめ問題の対応に当たるとともに、その未然防止等の啓発に努めます。
 - 子どもたちの健全育成に向け、家庭や地域、関係機関と連携して取り組みます。
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーをはじめ、専門機関等との連携のもと、家庭を含む子どもたちの指導支援の充実を図ります。
-

施策 9

不登校の子どもや保護者への支援

不登校や不登校傾向を示す子ども一人ひとりへのきめ細かな対応ができる校内の相談体制の充実を図るとともに、専門家や関係機関等と連携し実態に応じた指導や支援を行います。また、児童生徒の理解に努め、温かな人間関係づくりを進め、不登校を未然に防ぐ取組を推進します。

- オアシス相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、スクールカウンセラーを配置するなど教育相談体制を整備し、組織的に対応できる体制を確立します。
 - ふれあい教育相談センター等、関係機関と連携し、保護者相談にも応じながら、個々の状況に応じた未然防止や教室復帰に向けた取組を進めます。
 - 関係機関の連携のもと、個々の状況に応じてケース会議をもちながら協働した対応を進めます。
-

2. 確かな学力の育成

施策10

確かな学力の向上と新しい教育内容への支援

子どもたちの基礎的・基本的な学力の定着と向上をめざし、学力や学習状況の把握を踏まえた「学ぶ力向上策」を策定し、組織的、計画的な実践を進め確かな学力を育む取組を進めます。

学ぶ姿勢や態度を身につける指導を大切にし、ペアやグループで学び合う活動や自分の考えを伝え合う活動を取り入れた対話的な学びの場を工夫するなど、ICTの活用を含めた協働型・双方向型の学習の展開をめざす、保育や授業改善を推進します。

郷土に伝わる文化や自然に学ぶ機会の充実に努め、地域の行事や活動に主体的に参加する場を工夫し、地域社会の一員としての自覚を高める取組を大切にします。

- 各小・中学校が策定した「わが校の学ぶ力向上策」に基づいて、全教員が指導方法の工夫・改善、教材・教具の開発、ICT機器を活用した授業を進めるとともに、その検証サイクルの標準化を図り、確かな学力向上の取組を推進します。
- 創造性や課題解決力等を重視した主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善と指導体制の充実に取り組みます。
- 国際協会との連携や地域等の外部人材活用による国際理解教育の推進や外国語活動等の新しい教育内容の充実に努めます。
- 朝の会や放課後、夏休み等の長期休業期間を利用し、学習の補充や予習復習等の習慣化を図る取組を進めます。また、基礎的基本的な学力の定着をめざし、児童生徒個々への支援に努めます。

施策11

教職員の指導力の向上

教職員として、人間性や社会性、専門性など職務遂行に必要な資質・指導力を向上させ、同僚性を発揮し学校の組織としての力を高める取組を推進します。

子どもたちとともに学び、汗を流し、元気を出す教職員をめざし、子どもよさを認め、引き出し、伸ばす教育の推進に努めます。

- 就学前から小学校、中学校等の縦の連携を重視した保育や授業の実践、研究を通して、めざすべき子どもの姿を共有化し生きる力の育成に努めます。
 - 教育研究所と連携した教職員研修の充実を図るとともに教職員の主体的な研究活動を支援します。
 - 自ら学び続けようとする教職員の育成と資質向上を図るため、OJTの推進や職務、経験年数等に応じた効果的な研修を進めます。
-

施策12

道徳教育・人権教育の推進

教科となる道徳の授業づくりに取り組み、道徳性を育むとともに発達段階に応じた体験活動を充実させ、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな心の育成を図ります。また、学校・園ではお互いの「いのち」「人権」を大切にするとともに人権教育の推進に努めます。

- 子どもたちが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切にし、偏見や差別を許さない意識や人権を尊重する実践的態度を身に付けるため、教材の工夫や指導方法等について実践・研究を行い、授業改善に努めます。
 - 子どもたちの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、思いやる心などを育むため、道徳教育の充実をめざすとともに体験的な活動の推進に努めます。
 - 「考え議論する」道徳科への転換により、これまでの実践の成果を踏まえつつ、授業改善に取り組みます。
 - 教職員の人権意識の向上とコンプライアンスの徹底を図ります。
-

施策13

特別支援教育の推進

特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人ひとりの特性に応じたきめ細かな指導を進めることは、学校教育の重要な課題と捉え、特別支援教育の指導改善を進めるとともに、指導体制の充実に努めます。

そのために、引き続き教職員の研修体制の充実を図るとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく適切な指導支援に努めます。

また、特別支援教育を推進するための教員や支援員の配置に努めるとともに、インクルーシブ教育システム構築を視野に入れた取組を進めます。

- 特別支援教育コーディネーターのサポート体制を整えるとともに、教職員が連携しながら、特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの支援や指導の充実に努めます。
- 特別支援教育に関する専門家チームが全ての校園を計画的に訪問し、具体的な支援の方策や支援体制について指導助言を行う取組を進めます。
- インクルーシブ教育システム構築に向けた研究・研修を進め、教職員の資質・能力の向上と体制整備に努めます。

施策14

子どもの読書活動の推進

学校と図書館との連携を深め、子どもたちの読書活動を推進し、学びの質を高めるために、学校図書館の「読書センター」や「学習情報センター」としての機能強化を進めます。

また、学校と図書館との連携を深めながら、司書教諭や教職員の図書館教育にかかるスキルアップを図り、言葉を学び感性を磨く読書活動の推進や図書館での学習指導の展開に取り組みます。

- 野洲市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちの発達段階に応じて、読書活動の基礎づくりから、情報を正しく理解し、他の情報と結びつけて自分なりの考えをまとめられる能力を育む取組を進めます。
- 学校と図書館との連携を図り、学校図書館の充実のための支援を行います。また、司書教諭をはじめとする教職員の研修の場を工夫し、スキルア

ップに努めるとともに、学校図書ボランティアとも協力しながら図書館教育の充実に努めます。

- 学校図書館及び幼稚園絵本室と図書館の情報ネットワーク化については、将来あるべき運用の形態を検討します。

3. 特色ある学校経営

施策15

学校での創意と工夫を生かした特色ある教育活動の推進

子どもたちが元気に生き生きと学ぶ学校を築くためには、現下の教育課題に対応するだけでなく、各学校が教職員の創意と工夫を生かした特色ある教育活動を積極的に展開することが大切です。

平成21年度から本市独自の取り組みとして、「元気な学校づくり事業」を実施していますが、その継続と一層の拡充に努めます。また、地域の教育力を活かすため、地域全体で学校を支援する「学校応援団事業」を継続実施し、学校支援活動の拡大と充実に努めます。

保・幼、小・中学校が連携し、子どものよりよい成長を目指し、一貫した教育の推進に努めます。

- 各校の特色ある取組を支援するため、「元気な学校づくり事業」の拡充を進めます。また、各校園の特色ある取組を交流する場や広く市民に伝える場を工夫します。
- 「学校応援団事業」のさらなる充実に努めるとともに、子どもたちが地域行事や地域でのボランティア活動等に主体的に参加する場を大切にします。
- 中学校区ごとの保・幼、小・中学校の連携を大切にするとともに、めざす子ども像を共有し、系統的な教育活動を進める施設分離型の一貫教育の展開をめざします。

施策16

子どもの居場所づくりの推進

子どもたちが、いつでも安心して遊ぶことができるよう、地域やコミュニティセンターと連携して地域子ども教室の充実に努めます。また、文化・スポーツだけでなく科学や伝統芸能、音楽活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流が図れるようなキャンプ等の事業に対する支援を

行います。

- 地域人材を活用し、自然とふれあう活動の推進を図ります。
- 地域やコミュニティセンターと連携し、地域における子どもの体験活動場所や機会づくりを支援します。

施策17

幼保一元化の推進

多様化する保護者の教育・保育ニーズに応えるため、幼稚園では預かり保育を継続します。また、民間保育所と競合しないように配慮しつつ、地域の事情に則した幼保一元化を推進するため、公立保育所と幼稚園を併設する「こども園」の整備を進めるとともに、待機児童の解消に努めます。

さらに、より質の高い保育・教育の提供を行うため、野洲市乳幼児保育振興計画に基づき実施している公立保育園と幼稚園の統一カリキュラムの一層の充実を図り、公立保育園でも幼稚園でも同じ保育・教育のもとで「人権を大切に作る心と、生きる力の基礎の育成」に努めるとともに、園の運営においても検証・評価を行い改善するシステムの充実を図ります。

- 待機児童の状況を見定めながら野洲第2こども園の整備について検討します。
- 国の幼児教育の無償化の動向を注視しながら、給食費等の実費負担分や現行制度の預かり保育の料金等を含めた全ての料金形態の検討を行います。
- より充実した保育カリキュラムとなるよう継続して検討を行います。
- より質の高い保育・教育が提供できるよう、統一した園評価（自己評価・関係者評価）を実施し、必要な改善に取り組みます。

施策18

教育水準の向上と地域の実情に応じた教育の振興

多様化する家庭、学校、地域のニーズに応えるため、教育委員会の機能の充実と強化が課題となっており、学校訪問をはじめ、地域の住民や子どもたちとの意見交換会や交流会を開催しながら、地域の実情を把握したうえで、それぞれの特色ある教育の振興に取り組みます。

- 教育委員会が学校を訪問するとともに、多くの市民、地域の教育関係者、教育委員会が意見交換する場を設けます。
 - 学校評議員会等を活用し、地域とともにある学校づくりを推進します。また、地域とともに学校応援団事業の充実に努めます。
-

施策 19

開かれた教育委員会をめざし、教育施策の点検評価と情報の発信

現在、11月1日を「野洲市教育の日」と定めていますが、その普及と啓発を進め、市民とともに子どもを育むまちづくりを推進します。

また、教育施策の実施状況について点検と評価を実施し、改善と充実に努めます。さらに、情報発信に積極的に取り組み、市民から信頼される教育行政の推進を図ります。

- 「野洲市教育の日」関連事業を開催します。
 - 外部評価委員による教育行政の評価を行い、教育行政の推進を図ります。
 - ホームページを活用して情報を発信します。
-

施策 20

教育課題を的確に把握し、議論する総合教育会議の開催

今後、ますます複雑多岐になる教育制度について、それぞれテーマを設けながら、教育委員会と市長が一体となって、議論と検討を行います。

- 市が取り組むべき課題や施策について、市長と教育委員会が議論と検討を行い、ホームページで公表します。
-

Ⅲ・だれでもどこでも学びあう環境を整備します。
～生涯学習・生涯スポーツの観点から～

1. 生涯にわたる主体的な学習の支援

施策 2 1

人権教育の推進と人権を尊重するまちづくり

地域社会においては地区別懇談会をはじめさまざまな研修が実施されており市民の人権意識は高まってきています。

しかしながら、命を軽んじる虐待やインターネットでの誹謗中傷などが大きな社会問題となっています。

こうした現実の背景には予断や偏見からくる差別意識が払拭しきれていないことや社会の中にある格差からくる不安定な社会状況が人と人のつながりをより希薄にし、人権が尊重されない状況をつくりだしているものと考えられます。

これらの実態をなくすために、社会教育のあらゆる機会を通じて、人権の尊重をめざしより一層人権教育を積極的に推進します。

- 市民が人権の大切さについて一層理解し、あらゆる人権問題を自分自身の課題と考え、人権の尊重を確立するために学習することができるように地域や団体における人権教育の一層の充実を図っていきます。
- 地域において、市民が自主的に人権に関する啓発に取り組む人権啓発推進協議会の支援を行い、ともに連携しながら人権尊重のまちづくりに取り組みます。

施策 2 2

生涯学習機会の充実

市内では多くの市民が、サークル活動や各種講座に参加し、自らを磨きながら生涯学習活動に取り組んでいます。

これからの生涯学習は学んだことをボランティア活動等を通じて地域で活かすことが重要です。また、サークル間での発表等を通じて自らがより良い学びを追求するなどの自立した活動が求められます。そのための支援としてコミュニティセンターと連携を図り、学習機会の充実と成果を活かす場の提供に努めます。

- 市民への学習の機会を提供するとともに、サークル活動や各種講座の啓発・普及を図ります。
 - 地域において活躍する生涯学習推進員の研修の充実を図ります。
-

施策 2 3

生涯学習社会への環境整備

市民の多様なニーズに対応するため、世代別に対応する学習講座の開設や高校・大学での公開講座の情報提供をはじめ生涯学習に関する情報を提供し、活動についての相談窓口等の充実を図ります。

- 社会教育関連諸事業（講座や教室）の開催状況や招へいしている講師に関する情報をコミュニティセンターや各団体に情報提供します。
 - 生涯学習セミナーや出前講座等を充実し、各自治会、各団体に情報提供し啓発します。
-

施策 2 4

生涯学習推進員の育成と活用

生涯学習活動を進めていくうえで、欠かせないのは学習ボランティアの存在です。現在、市では各自治会から推薦いただいた生涯学習推進員を委嘱しています。生涯学習推進員は自治会での生涯学習活動を中心に担ってもらっています。

生涯学習推進員の研修等を実施し、生涯学習課活動の活性化に努めます。

- 市民による生涯学習のまちづくりの推進をめざすとともに、講座メニューの内容等の充実を図り生涯学習を推進します。
-

施策 25

図書館の充実

図書館は、市民の学習する権利、知る権利、読書の自由を保障する機関であり、必要な資料と情報を市民に提供することを基本的な目的としています。

新鮮で魅力ある資料を収集するとともに、図書館間の資料の相互貸借も利用し、調査相談等への対応を的確に行い、多様化、高度化する市民のニーズに応えるよう努めます。市民の潜在的な要望や将来予想される要望も考慮し、また、郷土資料や行政資料等、野洲市として保存すべき資料にも留意して資料の収集、提供を行います。これらを達成するため、司書の資質向上にも努めます。

- 一人ひとりの市民が抱える切実な情報ニーズに、的確に応えることができるだけの幅と深みをもった蔵書の構築に努めます。そのために新鮮な資料・情報を幅広く速やかに収集するとともに、将来の市民が必要とするであろう資料を適切に収集し保存していきます。また、レファレンス（参考調査）業務や他図書館との相互貸借を実施することにより、市民が必要とする資料・情報を確実に提供できるよう努めます。
 - 関係各部署や学校、幼稚園、保育園等と連携して子どもの読書活動の推進を図ります。そのため、図書館でのおはなし会等の他に、学校でのブックトーク、クラス等への団体貸出、図書館から遠い小中学校へ定期的に配本車を運行して個人貸出をするサービス、乳幼児健診時のブックスタート啓発事業、健康福祉センターの育児サロンや園等でのおはなし会、幼稚園、保育園での読み聞かせ用絵本セットの貸出など、各種の事業に取り組みます。
 - 図書館の利用に困難を抱える高齢者や障がい者等へのサービスにも留意し、誰もが必要な資料を入手できるよう努めます。
-

施策26

社会教育・社会体育施設の整備（改修）と構想の検討

文化ホール3館をはじめとする文化施設や総合体育館等の社会体育施設については、開館後年数の経つ施設が多いため、利用者のニーズを把握したうえで計画的な改修計画を策定し、親しみやすく利用しやすい施設をめざし、施設整備（改修）に取り組みます。

- 国民体育大会（第79回滋賀国体）に向け社会体育施設整備を行い、併せて市民の求めるスポーツ施設の充実を図ります。

2. 生涯スポーツの振興

施策27

生涯スポーツの充実

スポーツや運動に親しむことは、健康で快適な日々を送る原動力となります。多くの市民に汗を流すことの爽快感を感じてもらえるよう、生涯スポーツセミナーの巡回開催やニュースポーツの普及に取り組みます。

また、各種スポーツ大会の開催や指導者育成会、講習会を開催し、市民のスポーツ参加の拡充を図ります。

スポーツ協会やスポーツ少年団、学区体育振興会、総合型地域スポーツクラブの活動への支援を行い、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツを楽しむ地域づくりを推進します。

また、社会体育（スポーツ）施設が実施するスポーツ教室等を充実します。

- スポーツ推進委員協議会やスポーツ協会、スポーツ少年団、学区体育振興会、総合型地域スポーツクラブ等より各種大会の開催とニュースポーツの普及を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブを支援し、障がい児・者のスポーツの普及啓発を支援します。
- 「スポーツ推進計画」の具現化に努めます。

施策 28

競技スポーツの振興

スポーツ協会に加盟している競技スポーツ団体をはじめ、競技スポーツに関係する団体等のさらなる振興のため、大学や関係機関と連携して実技講習会や競技に関する研修会の開催に取り組みます。

野洲市を代表する選手やチームが全国大会等で活躍することは、市民の誇りや連帯感を醸し出すもので、活力ある地域づくりへ繋がるため、市民とともに競技スポーツを楽しみ、夢を与えるようなアスリートの育成や支援を推進します。

また、総合体育館を活用して、各種大会等の招致に努め、活力と感動あふれる場づくりを推進します。

- スポーツ協会の加盟団体をはじめ、競技スポーツに関係する団体の育成と支援を行います。
- 各種大会等を招致し、夢と感動が実感できる大会等の開催を実施します。

3. 文化・歴史資源の保存・活用

施策 29

文化財の保護と活用

本市の自然や歴史的・文化的遺産を大切にしながら、地域と協働して文化財の保護と活用を進めます。

大岩山出土の銅鐸をはじめ、大岩山古墳群、永原御殿跡等の貴重な文化財を後世に伝えられるよう保存・整備を図りながら歴史民俗博物館での展覧会等を通じて、市民への啓発に努めます。また、学校での体験学習や地域での生涯学習講座などで保護と活用について啓発を進めます。

- 所有者や地域の人たちが中心となった指定文化財の適切な維持管理を図ります。
- 地域文化財の調査・記録作成を進め、地域の歴史の紹介や文化財の保存・活用を図ります。
- 東アジアや日本全体の視点で、地域を見つめなおす文化財講座を開催します。

- 身近な文化財に触れるフィールドワークや地域に即した出前講座の開催など、祖先が培ってきた地域文化を学ぶ機会を増やします。
 - 地域の歴史や文化を、時節にふさわしいテーマにより、わかりやすく紹介する展覧会を開催します。
-

施策30

地域の歴史と文化の継承

地域に伝わる文化財や民俗文化を、地域で守り継承していくことは、ふるさとを愛する感情と郷土の文化を誇りに感ずる意識を醸成するものです。地域のおとなも子どもも一緒になって参加する地域に根ざした歴史学習として、現地見学会「まちかど博物館」や講座等の開催と支援を行います。

- 地域の文化や歴史を学ぶ講座の開設と支援を行います。
 - 開催方法を検討しながら地域の文化や伝統にふれる「まちかど博物館」を開催します。
-

施策31

博物館・図書館等を活用した学習活動の推進

本市の社会教育施設として、中心的な役割を果たしている歴史民俗博物館や図書館等の社会教育施設を情報の発信源や生涯学習の拠点として、学習環境の整備と学習活動内容の充実を図ります。

また、体験活動の充実や講師派遣などの活動に取り組み、学校と連携して子どもの学習活動を支援します。

- 博物館・図書館等の学習環境の整備と充実を図ります。
 - 博物館・図書館等を活用した学習会等を開催します。
 - 各種体験活動の開催や「出かける講座」を充実します。
-

施策32

文化・芸術活動の支援

市文化協会に加盟されている多くの市民や余暇を活用して文化・芸術活動に取り組んでおられる市民の活動への支援を行い、公共スペースの提供により身近な場所での活動を支援し、情報提供に努めます。

また、多くの市民が交流し、豊かな新しい文化を創造していけるよう文化・芸術活動の発表の場や鑑賞の機会を充実します。

文化ホール3館では、地域の演奏者の育成、地域の音楽関係者との協働などにより、演奏会の開催などで文化の向上と芸術の振興を推進します。また、文化芸術の振興に関する基本的な方針を確かめながら、文化ホール3館の活用の仕方を探ります。

限られた財源の中で、将来へ施設が持続（維持）できるよう整備（改修）計画を立案します。

地域の人々が伝える日本の伝統文化や芸術等を、学校教育に取り入れ、次代を担う子どもたちが興味や関心をもつ機会づくりに努めます。

- 美術展覧会や文化芸術祭等の文化・芸術活動の支援を継続、北村季吟顕彰記念俳句会を開催し、音楽のあるまちづくり事業へも継続して支援します。
 - 親しみやすいクラシックコンサートなどを共催で誘致し、鑑賞の機会を提供するとともに、ピアノ演奏会や音楽会を開催し、音楽活動の支援と充実を図ります。
 - 文化芸術の振興に関する基本的な方針を明らかにし、施設整備計画の立案を推進します。
 - 子どもたちが質の高い文化芸術に触れる機会を提供し、豊かな心や感受性を育むことに努めます。
-

むすび 本計画の推進のために

本計画の効果的な推進のために、家庭、学校、地域、企業、NPO・市民団体等の方々の理解と協力が不可欠です。このことから、各施策の進捗状況を点検・評価し、その結果を市民のみなさんに公表しながら、情報を共有し、より良い施策に活かしていきます。

また、各施策の推進にかかる成果を確認するために、子どもの生活や学習等に関する実態や意識調査を実施し、各施策の改善に取り組みます。

あわせて、計画期間の平成28年度から平成32年度の間年である平成30年度において計画の見直しを実施します。

本計画の基本理念であります「愛と輝きのある教育のまち・野洲」～一人ひとりが大切にされおとなも子どもも学びあうひとづくり・まちづくり～、の具現化をめざすには、市、市教育委員会、家庭、学校、地域、企業、NPO・市民団体等が連携し、協力しながら様々な教育課題の解決に向かって行くことが不可欠であると考えています。ご理解とご協力をお願いします。

資 料

用語解説

あ

いじめ防止対策推進法

- － いじめへの対応と防止について、学校や行政等の責務を規定している。

栄養教諭

- － 児童・生徒への食に関する指導、学校給食の管理などを行う教諭。

栄養職員

- － 学校給食法において、学校給食の栄養に関する専門的事項につかさどる職員。

おはなし会

- － 図書や絵本を読み聞かせる場。

音楽のあるまちづくり

- － 市民活動センターホールにて、演奏会を開催し、身近に音楽に触れる機会を提供し、音楽のあるまちづくりを推進している。

インクルーシブ教育システム

- － 障がいがある人が、その持てる力を最大限度まで発達させ、社会に参加することを目的とし、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

オアシス相談員

- － 小学校および中学校に在籍する児童および生徒が抱えるさまざまな悩みや不安、ストレスを適正に解消するための相談員

ICT

- － 「Information and Communication Technology」の略称で、情報や通信に関する科学技術の総称。

NPO

- － 「Non-profit organization」の略称で、非営利団体。

OJT

- － 「On-The-Job Training」の略称で、実際の職務現場において、業務を通して行う教育訓練のこと。部下が職務を遂行していく上で必要な知識やスキルを、上司や先輩社員などの指導担当者が随時与えることで、教育・育成する方法。

か

改正教育基本法

- － 平成18年12月22日に公布・施行された新しい教育基本法。

学童保育所

- － 保護者の保育に欠ける児童の安全、保護者の安心を提供する場であるとともに、学齢期の児童が自立するための成長支援・健全育成を実践する場。

学校・園評議員

- － 地域住民の学校・園運営への参画の仕組みを制度的に位置付けたもの。

学校応援団事業

- － 地域住民の協力のもと、ボランティアによる様々な学校支援活動を通して学校を応援していただく事業。

北村季吟顕彰記念事業

- － 野洲市ゆかりの北村季吟の功績をたたえて広く世間に知らせ、俳句会を開催する記念事業。

教育振興基本計画

- － 教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項についての計画。

教育大綱

- － 教育の目標や施策の根本的な方針。

業間運動

- － 子どもたちの体力アップをねらいとして、休み時間に行う運動。

こども園

- － 幼稚園および保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育の一体的な提供を行う施設。

子ども・子育て支援新制度

- － 子育てを社会保障分野の一つに位置付け、保育所や幼稚園・保育所一体型の認定こども園の拡充、保育を利用できる要件の拡大、小規模保育の導入などが行われる。保育の利用には実施主体である区市町村に申請して支給認定を受ける必要がある。

グローバル

- － 世界的な規模。

ゲストティーチャー

- － 指導者として特別に学校に招いた一般の人々。

コミュニティセンター

- － 地域の市民活動の拠点として、各種集会や催し、グループ活動などに利用できる施設。

さ

青少年育成市民会議

- － 地域社会における青少年育成活動を支援し広げていくための 組織。

全国学力・学習状況調査

- － 日本全国の小学6年生、中学3年生全員を対象として行なわれる学力や学習状況に関わる調査。

全国体力運動能力調査

- － 日本全国の小学5年生、中学2年生全員を対象として行われるスポーツテスト。

全身持久力

- － 全身的作業を維持するために必要な、筋肉が一定以上の負荷に長時間耐える能力。

総合型地域スポーツクラブ

- － 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブ。

総合教育会議

- － 各都道府県・市町村に設置される会議体。首長と教育委員会により構成され、地域における教育行政の指針となる大綱を策定する。

シャトルラン

- － 小中学校で毎年行われている新体力テストの種目。

生涯学習推進員

- － 自治会における生涯学習活動の推進を図るため、自治会への情報提供や学習機会の設定などを行う。また、自治会内で生涯学習活動を行っているグループ等への支援や行政関係機関等が行う生涯学習・社会教育関係事業などに協力する役割もある。

スクールカウンセラー

- － 教育機関において心理相談業務に従事する心理職、専門家、及び当該の任に就く者。

スクールソーシャルワーカー

- － 貧困などの子どもの家庭環境による問題に対処するため、家庭室などと連携して、教員とともに問題解決を支援する専門家。

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

- － スクールソーシャルワーカーなどの指導を目的に設置している。

スクールガード

- － あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内を巡回したり、通学路などの巡回パトロールや危険個所の監視などを行ったりする学校安全ボランティア。

スポーツ推進計画

- － スポーツ基本法の理念を具体化し、今後のスポーツ施策の具体的な方向性を示すもの。

スリータッチボール

- － バトミントンコートを使用して、スポンジボールをラケットで打ち合うバレーボールのようなスポーツで、必ず3回タッチして相手コートに返す競技。

ストック・ウォーキング

- － 歩行用ストック（ポール）を使うウォーキング。

た

地域教育協議会

- － 地域子ども教室事業の推進を図るために設置されている組織。

地域子ども教室

- － 放課後や休日を子どもが安全に過ごすことのできる居場所として、コミュニティセンターや小学校の空き教室などを利用して、活動する教室。

出前講座

- － 教育委員会や首長部局の職員等が講師となり学習者の申し込みに応じて、その都度、学習者の希望する時間に学習者の確保した場所へ出向き、所掌事務に関する内容等の講義を行うこと。

特別支援教育

- － 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

特別支援教育支援員

- － 室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする支援員。
(文部科学省ホームページより引用)

チーム学校

- － ①教員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、学校の教育力・組織力を向上。
- － ②校長のリーダーシップの下、教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担。
- － ③①と②により、教員は授業など子どもへの指導に一層専念。

(文部科学省ホームページより引用)

デジタル教科書

- － コンピューターやネットワーク、アプリケーションソフトウェアなどのあらゆるデジタル技術を使って実現される学習教材。

な

ニュースポーツバイキング

- － 誰でも気軽に楽しめるレクリエーションスポーツ。

ネグレクト

- － 育児放棄などの児童虐待

は

文化ホール3館

- － 野洲文化ホール・野洲文化小劇場・さざなみホール。

パブリックコメント

- － 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に意見・情報・改善案などを求める手続き。

フィールドワーク

- － 野外など現地での実態に即した調査・研究。

ブックスタート

- － 自治体が行う0歳児検診などで、絵本を開く楽しい体験とともに、赤ちゃんのときから身近な人が読み聞かせをすることの大切さを伝え、赤ちゃんに絵本を手渡す活動。

ブックトーク

- － 図書館、学校等において子どもたちを聞き手の対象として図書館司書、学校の司書教諭、民間の図書ボランティアなどにより行われるテーマに沿った複数の図書の紹介を行う活動。

PDCAサイクル

- － 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。 (P) 計画 → (D) 実行 → (C) 評価 → (A) 改善

も

守山野洲少年センター

- － 守山野洲少年センター(あすくる守山野洲)は、青少年の相談 活動、街頭補導等を守山警察署や関係団体と連携し、青少年健全育成に取り組んでいる組織。

や

幼保一元化

- － 幼稚園と保育所を一元化し、教育水準の均等化とサービスの効率化をめざす政策。

野洲市教育振興基本計画（第2期）策定経過

《野洲市教育振興基本計画策定委員会 開催経過》

●第1回野洲市教育振興基本計画策定委員会

開催日：平成27年12月3日（木）

審議内容：1. 委員長・副委員長の選出について
2. 「野洲市教育振興基本計画（第2期）素案」について

●第2回野洲市教育振興基本計画策定委員会

開催日：平成28年1月7日（木）

審議内容：1. 第1回策定委員会での各委員の発言内容の要旨について
2. 第1回策定委員会での各委員からのご質問・ご要望への回答について

《野洲市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿》

委員長	武井哲郎	びわこ成蹊スポーツ大学助教
副委員長	山本博一	スポーツ推進委員協議会会長
委員	松山真智夫	三上小学校長
	浦谷昌章	野洲北中学校長
	窪田明仁	北野小学校PTA会長
	吉田守男	中主中学校PTA会長
	玉川喜代子	学識経験者
	東郷恵子	社会教育委員会副会長

野洲市教育振興基本計画（第2期）中間見直し策定経過

《野洲市教育振興基本計画（中間見直し）委員会 開催経過》

●第1回野洲市教育振興基本計画（中間見直し）策定委員会

開催日：平成30年10月16日（火）

審議内容：1. 委員長・副委員長の選出について
2. 「野洲市教育振興基本計画（第2期中間）中間見直し素案」について

●第2回野洲市教育振興基本計画（中間見直し）策定委員会

開催日：平成30年11月20日（火）

審議内容：1. 第1回基本計画策定委員会会議録の確認について
2. 修正案に対する意見交換及び確認について

《野洲市教育振興基本計画策定委員会（中間見直し）委員名簿》

委員長	武井哲郎	立命館大学准教授
副委員長	山本博一	スポーツ推進委員協議会会長
委員	木下善広	三上小学校長
	和田晋	野洲中学校長
	勝景子	野洲幼稚園PTA会長
	玉川喜代子	学識経験者

第2期 野洲市教育振興基本計画

平成28年3月策定

平成31年4月改訂

【編集・発行】野洲市教育委員会教育総務課

TEL : 077-587-6014

FAX : 077-587-3835

E-mail : kyouisoumu@city.yasu.lg.jp